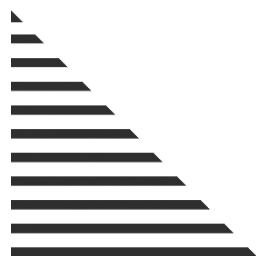


第2期長岡京市子ども・子育て 支援事業計画

令和2年3月

長岡京市



はじめに

全国的に少子高齢化や人口減少が急速に進行し、女性活躍社会が進展する中、家族形態や就労形態などライフスタイルが多様化し、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。また、待機児童や子どもの貧困、児童虐待など子どもをめぐる課題も顕在化し、大きな社会問題となっています。



そのような中、本市では、子ども・子育て支援新制度のスタートに合わせて、平成27年3月に「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その基本理念である「未来に向けて、安心して子どもを生み、健やかに育てる、夢のあるまち 長岡京市」の実現に向けて、様々な分野における施策に積極的に取り組んできました。

このたび、計画期間の満了を迎え、計画策定から5年間の取り組みの検証を行うとともに、子ども・子育てをめぐる新たな課題や市民ニーズに対応するため、「第2期長岡京市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画は、「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承しつつ、現状の課題に的確に対応できるよう、就学前教育・保育や地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を設定し、今後5年間における子ども・子育て支援施策の推進を図るものです。

子どもは地域の宝であり、明るい未来への希望です。「未来に向けて、安心して子どもを生み、健やかに育てる、夢のあるまち 長岡京市」を実現し、持続していくため、子どもを生み育てる環境の充実や、子どもが自らの生きる力を培っていける育ちや学びの環境づくりをすすめていきます。

最後に、この計画の策定にあたり多大なご尽力をいただいた児童対策審議会の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査などにご協力いただき、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心より感謝いたしますとともに、厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

長岡京市長 中小路 健吾

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	6
第 2 章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況	7
1 統計データからみえる長岡京市の状況.....	8
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	22
3 長岡京市の子どもと家庭の現状・課題.....	35
第 3 章 計画の基本理念、基本目標	39
1 基本理念.....	40
2 基本目標.....	41
3 施策の体系.....	43
第 4 章 施策の展開	45
基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育つ環境づくり.....	46
基本目標Ⅱ 子育て家庭を支える環境づくり.....	54
基本目標Ⅲ 子育てと仕事を両立できる環境づくり.....	62
基本目標Ⅳ 子育てを社会で支える環境づくり.....	68

第5章 量の見込みと確保方策..... 77

- 1 教育・保育提供区域の設定..... 78
- 2 人口の見込み..... 79
- 3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育..... 80
- 4 地域子ども・子育て支援事業..... 86

第6章 計画の推進..... 99

- 1 計画の進捗管理・評価方法..... 100
- 2 計画の推進..... 101

参考資料..... 103

- 1 長岡京市児童対策審議会条例..... 104
- 2 長岡京市児童対策審議会条例施行規則..... 106
- 3 長岡京市児童対策審議会委員名簿..... 107
- 4 長岡京市子ども・子育て支援事業策定経過..... 109
- 5 用語解説..... 110

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年 8 月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。また、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化制度がスタートし、就学前教育・保育にかかる保護者の経済的負担の軽減をはかっています。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成 30 年 4 月時点の全国の待機児童数は 1 万 9,895 人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

本市においては、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『長岡京市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

このような中、平成27年度に策定した長岡京市第4次総合計画では、将来都市像「住みたい 住みつづけたい 悠久の都 長岡京」の実現に向けて、3つの大綱「うるおいに満ちた、“良質の住み心地”をつくる」、「まちの魅力を高め、“多彩なにぎわい”をつくる」、「人・地域の絆に根ざした、“ゆるぎない安心”をつくる」の政策のもと、基本計画では「こども」、「くらし」、「かがやき」、「まち」、「みどり」、「けいえい」といった各柱を座標系としたまちづくりの指標を掲げました。その中の「こども」においては、「産み育てる環境」、「就学前教育・保育」、「学校教育」、「地域子育て支援」の各分野にて、家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む、また妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える事を重点目標として取り組みを進めています。

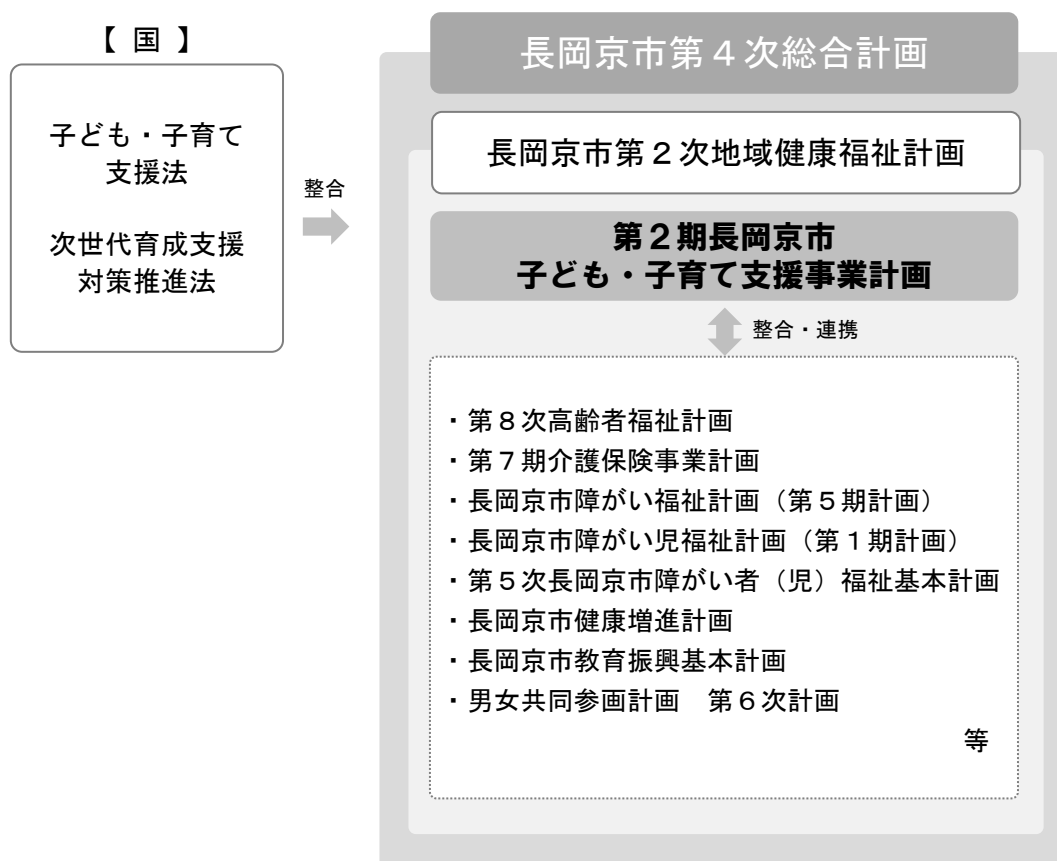
本市では、これまでも子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育の量的拡充や多様な保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援などに取り組み、次代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、生まれる前から進学や就労まで、切れ目ない施策の一層の充実をはかってきました。

この度、『長岡京市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期長岡京市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実をめざしていきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、長岡京市第4次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4

計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、長岡京市は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期長岡京市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本市では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期長岡京市子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴い、この事業計画に必要となる子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「長岡京市第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」を実施しました。

① 調査対象

長岡京市在住の就学前のお子さんがあるご家庭、小学1年生から4年生の子どもがいるご家庭を無作為抽出して実施しました。

② 調査期間

平成30年11月27日から平成30年12月21日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	1,600通	922通	57.6%
小学生児童の保護者	郵送による配布・回収	800通	486通	60.8%

(2) 長岡京市児童対策審議会（子ども・子育て会議）による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「長岡京市児童対策審議会（子ども・子育て会議）」において、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

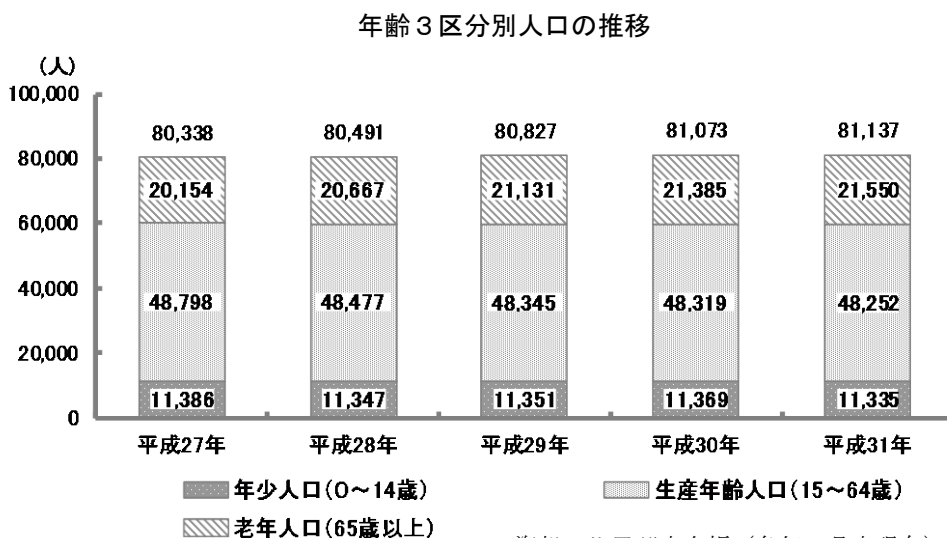
令和2（2020）年1月～2月に、パブリックコメントを実施し、計画案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章 子どもと家庭を取り巻く 環境の状況

(1) 人口の状況

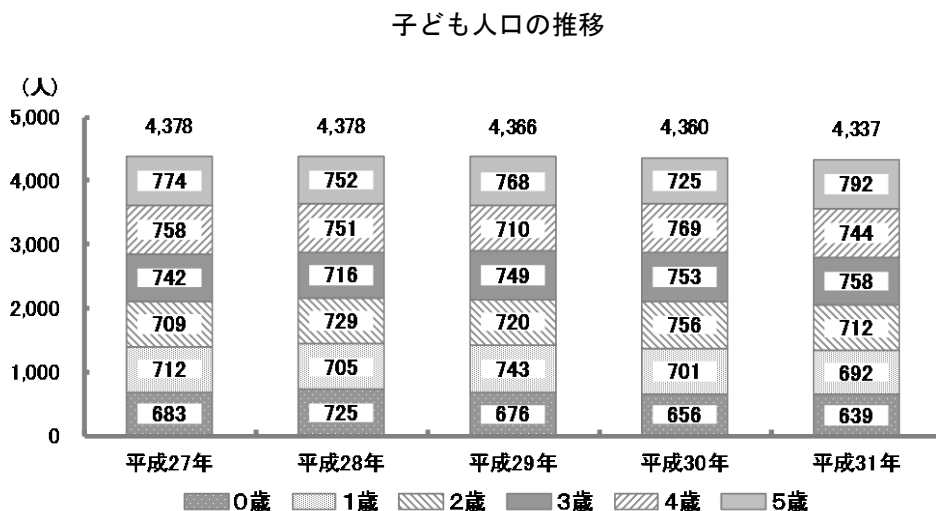
① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で81,137人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は増減を繰り返しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、高齢化が進んでいます。



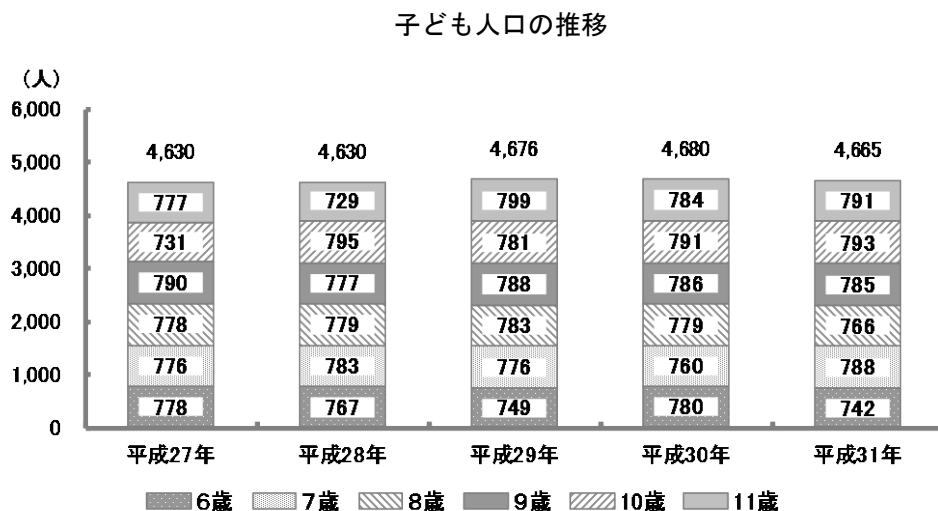
② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口はほぼ横ばいとなっており、平成31年で4,337人となっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口はほぼ横ばいとなっており、平成31年で4,665人となっています。

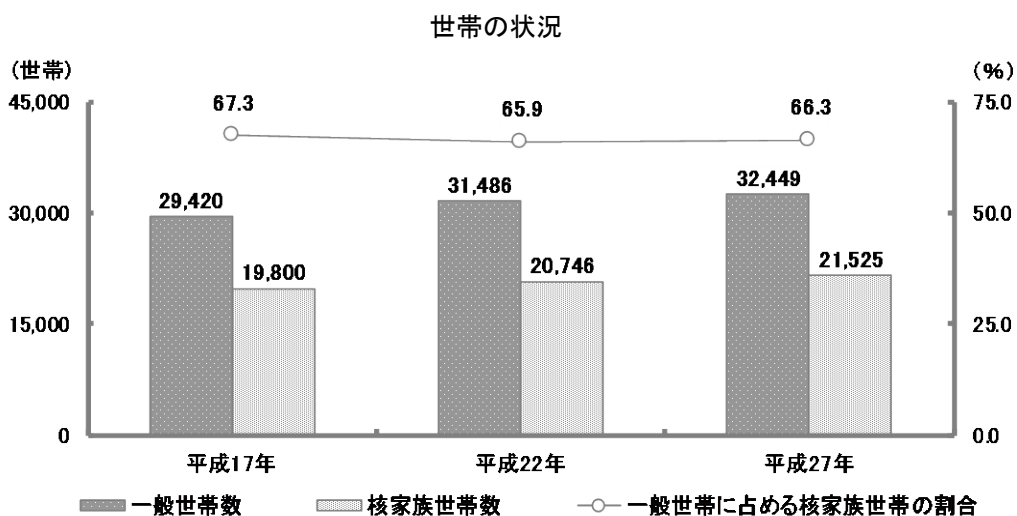


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

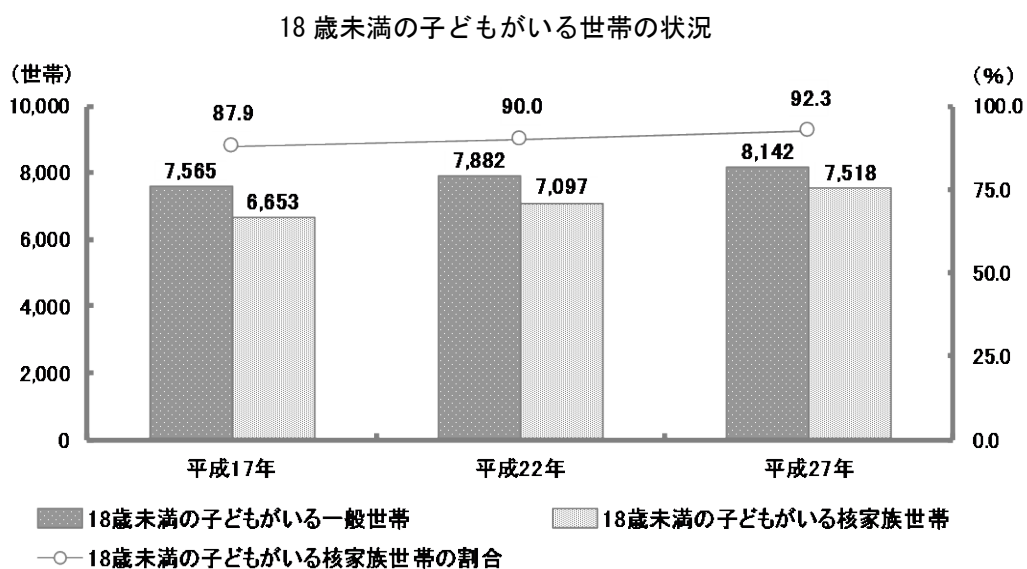
本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で21,525世帯となっています。また、一般世帯数も年々増加していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は平成17年から平成22年にかけて減少し、その後増加しています。



資料：国勢調査

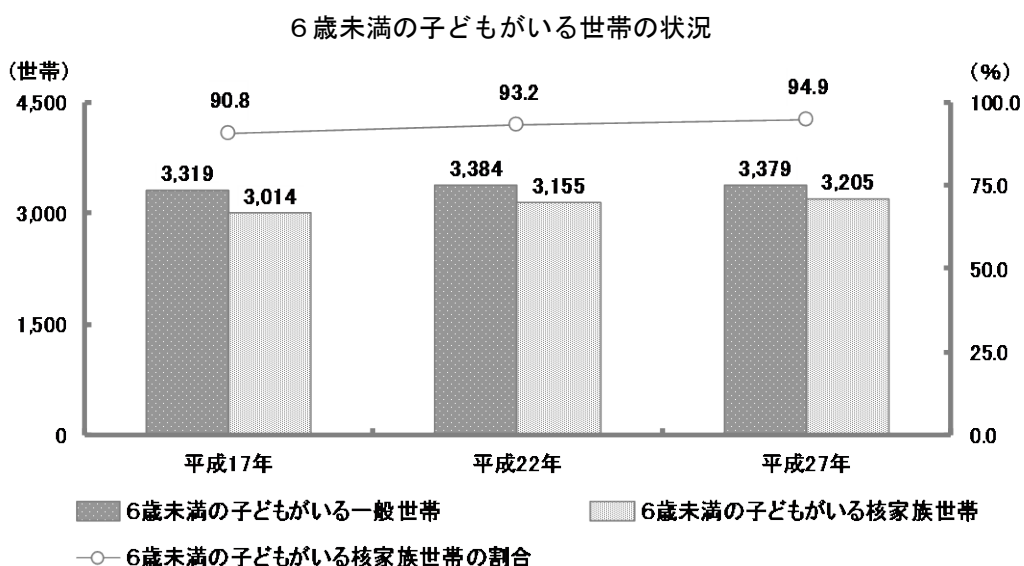
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で8,142世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合も増加傾向となっており、核家族世帯の割合は9割を超えています。



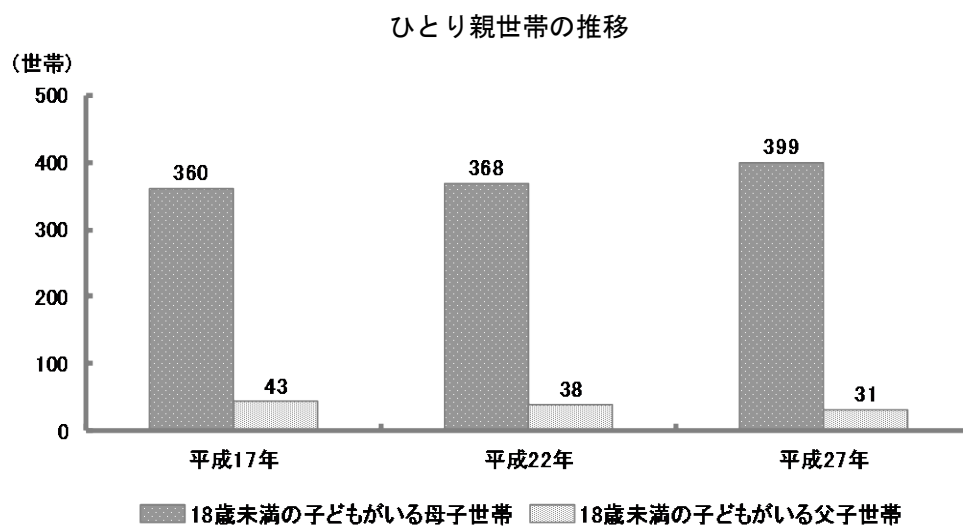
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少しており、平成27年で3,379世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は年々増加しており、核家族世帯の割合は9割を超え、特に子どもがいる世帯の中でも6歳未満で高くなっています。



④ ひとり親世帯の推移

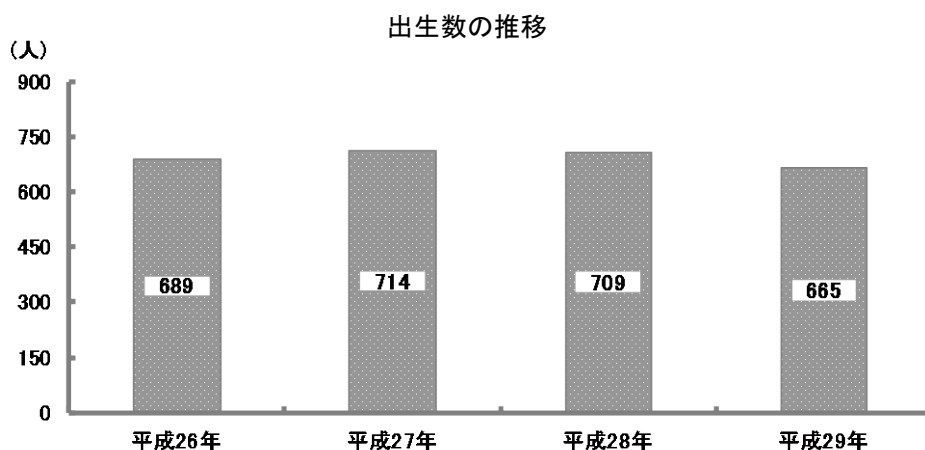
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で399世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は減少傾向にあります。



(3) 出生の状況

① 出生数の推移

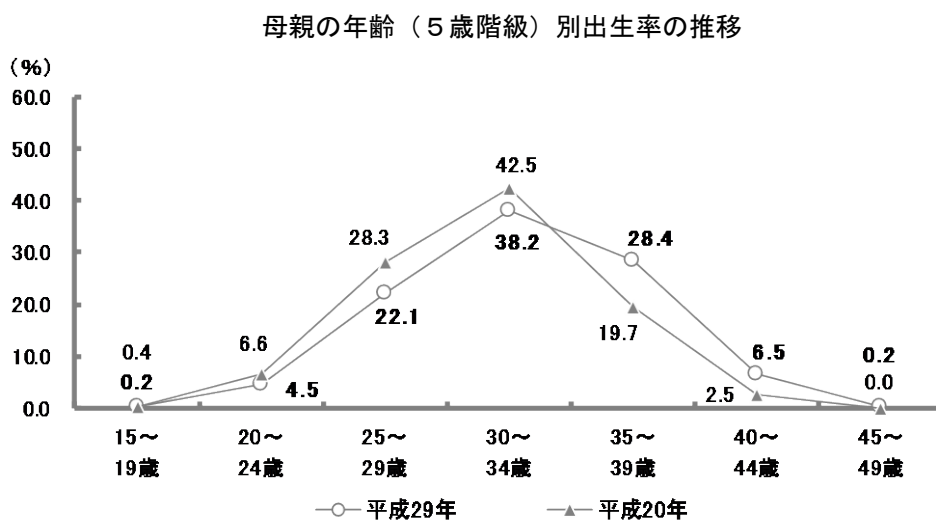
本市の出生数は平成 27 年以降減少しており、平成 29 年で 665 人となっています。



資料：衛生統計年報

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成 20 年に比べ平成 29 年で、20～34 歳の割合が減少しているのに対し、35～44 歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

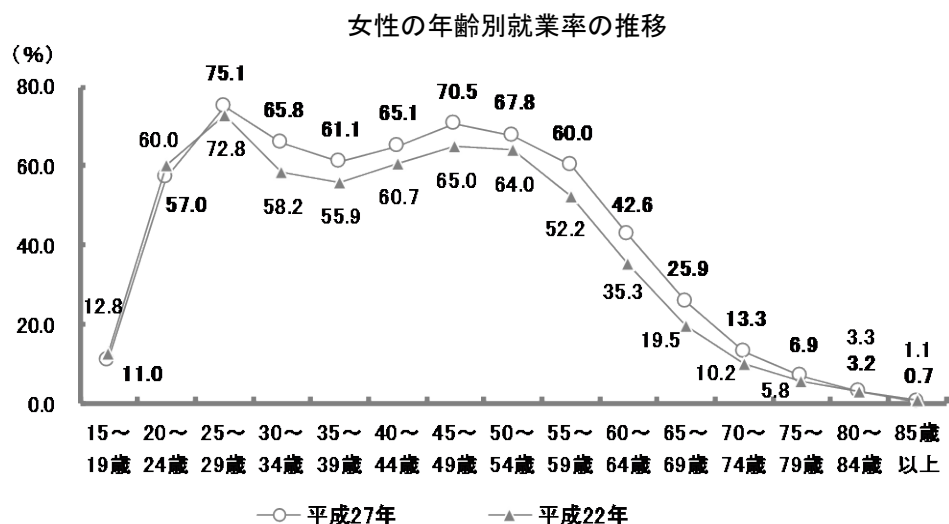


資料：衛生統計年報

(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

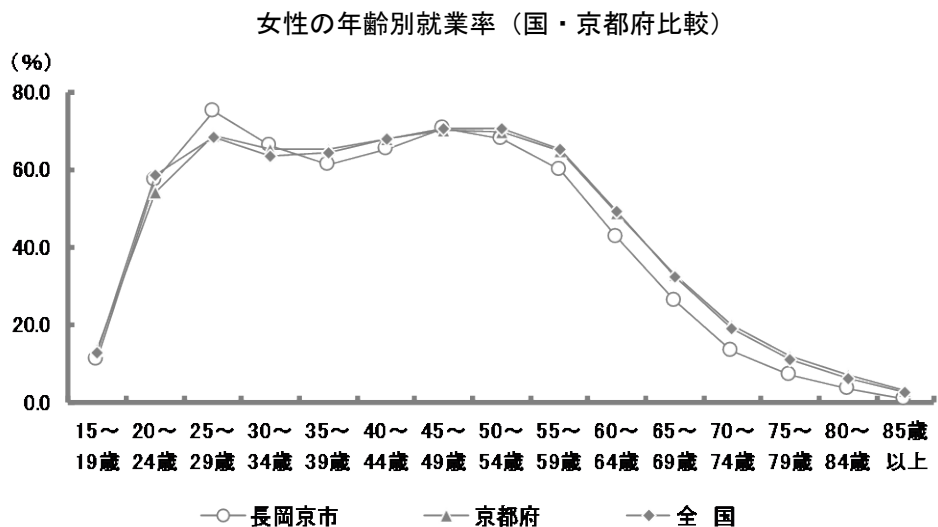
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・京都府比較）

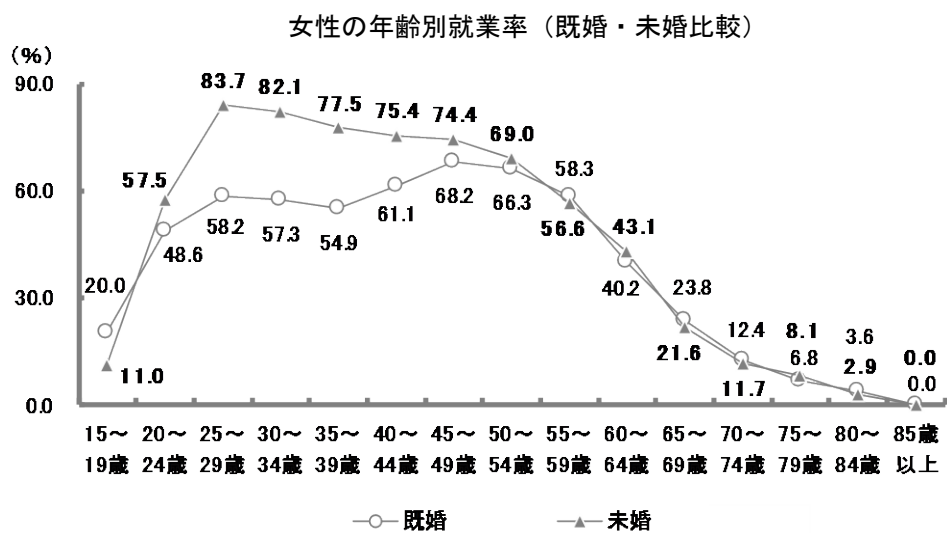
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、京都府と比較すると、35歳以降で全国、京都府より低くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から40歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

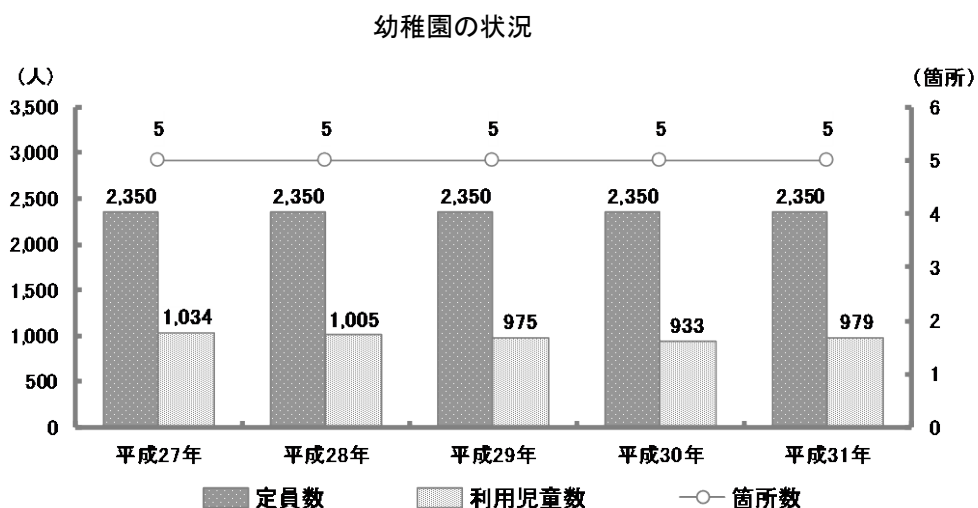


資料：国勢調査（平成27年）

(5) 教育・保育サービス等の状況

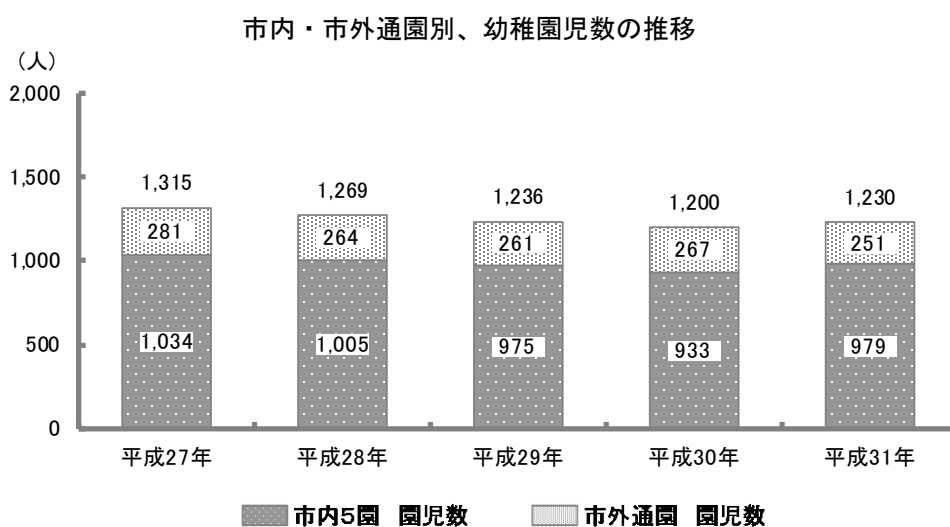
① 幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況を見ると、定員数・箇所数は横ばいとなっています。利用児童数は減少傾向でしたが、平成31年の利用児童数は979人となり、増加に転じています。



資料：市の統計

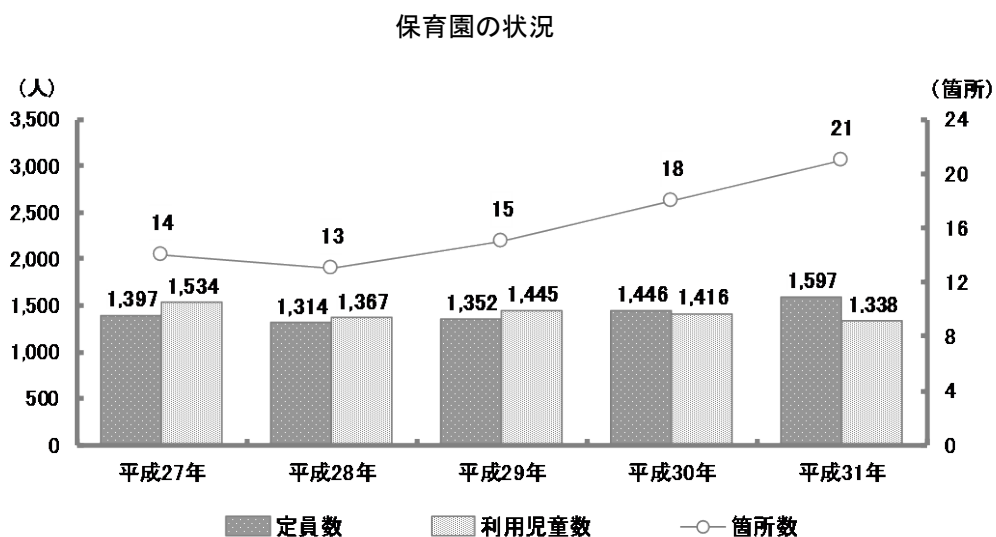
市内・市外通園別の幼稚園児数の推移を見ると、市外の園は平成28年以降横ばいとなっていました。平成31年には251人と減少しています。また、市内の園は平成27年以降減少傾向となっていました。平成31年には増加に転じています。



資料：市の統計(各5月1日時点)

② 保育園の状況

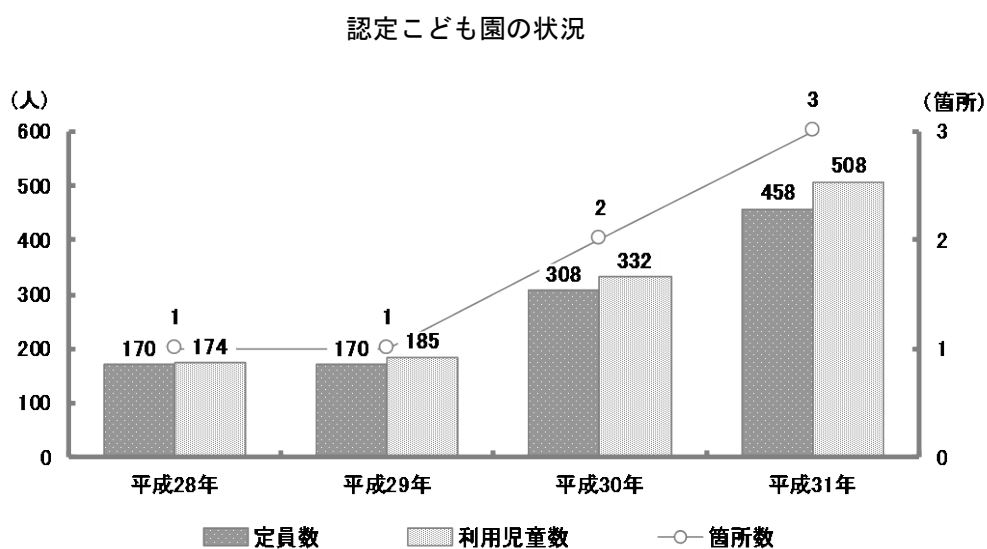
本市の保育園の状況を見ると、定員数・箇所数は増加傾向となっていますが、利用児童数は増減を繰り返しており、平成31年で定員数 1,597 人、利用児童数 1,338 人となっています。



資料：市の統計

③ 認定こども園の状況

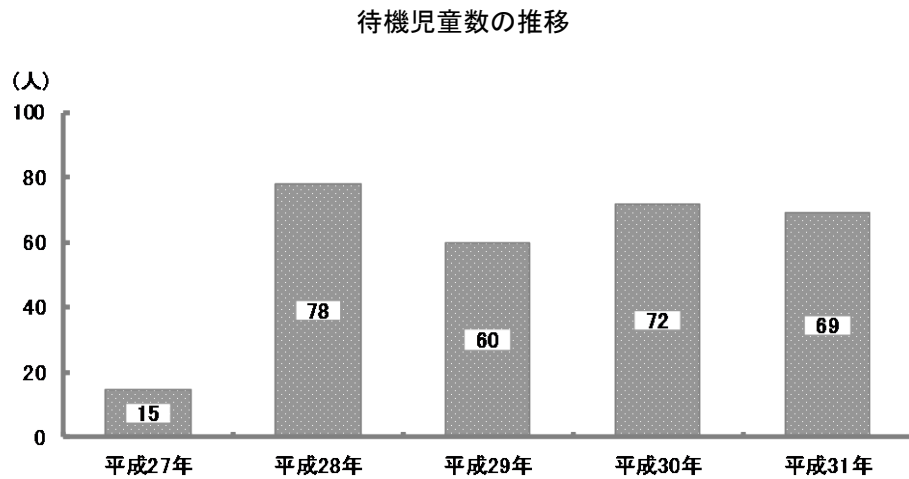
本市の認定こども園の状況を見ると、定員数・利用児童数・箇所数ともに年々増加傾向にあります。



資料：市の統計

④ 待機児童数の推移

本市の待機児童数の推移をみると、増減を繰り返しており、平成31年で69人となっています。

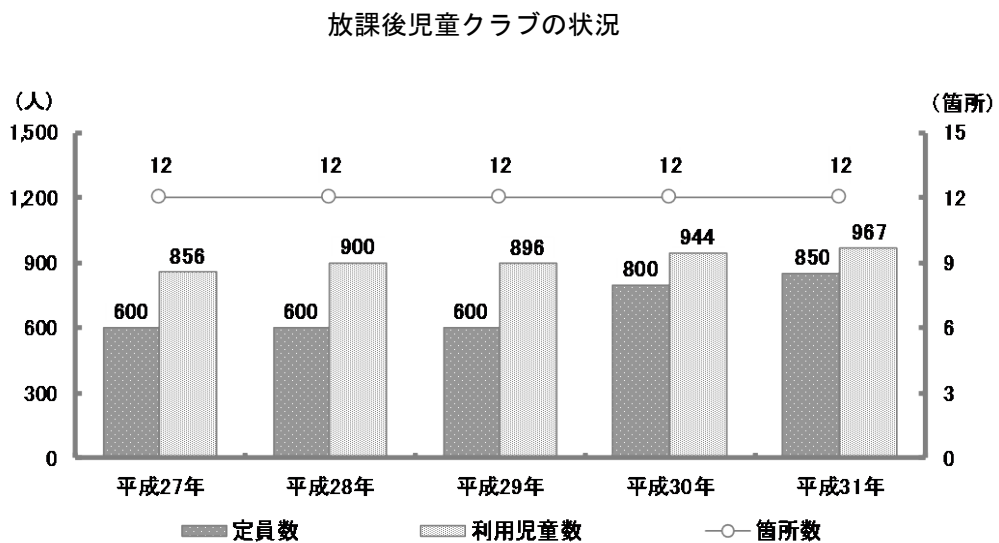


資料：市の統計

(6) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブにおける箇所数は横ばいとなっています。定員数は平成27年から平成29年は横ばいとなり、その後増加しています。利用児童数は増加傾向にあり、平成31年で967人となっています。

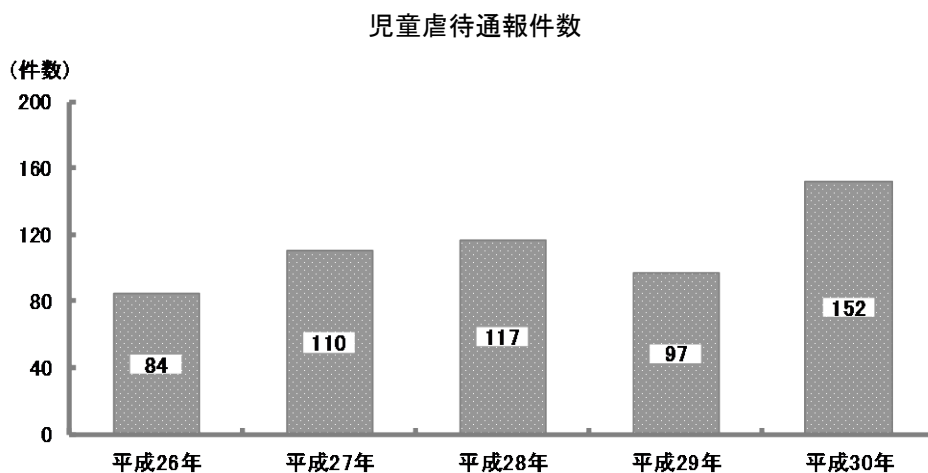


資料：市の統計

(7) その他の状況

① 児童虐待通報件数の推移

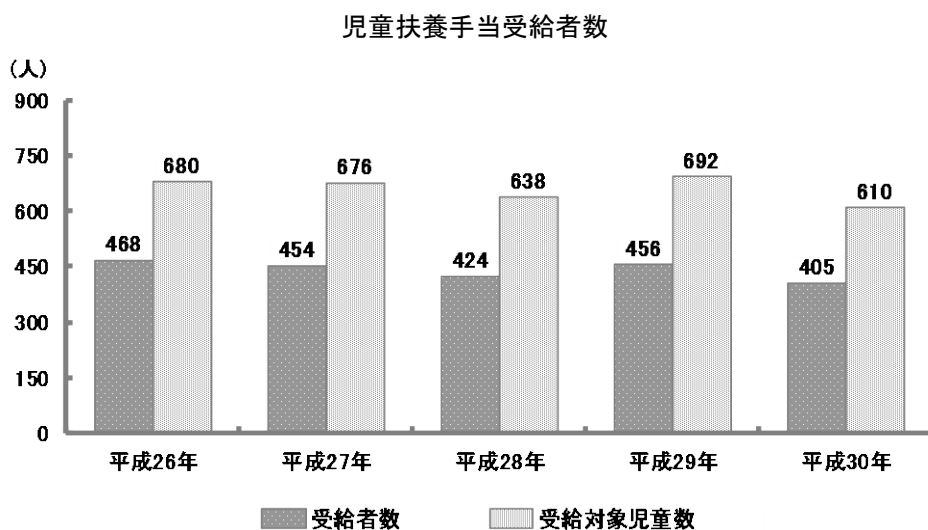
本市の児童虐待通報件数は増加傾向となっており、平成30年で152件となっています。



資料：市の統計

② 児童扶養手当受給者数の推移

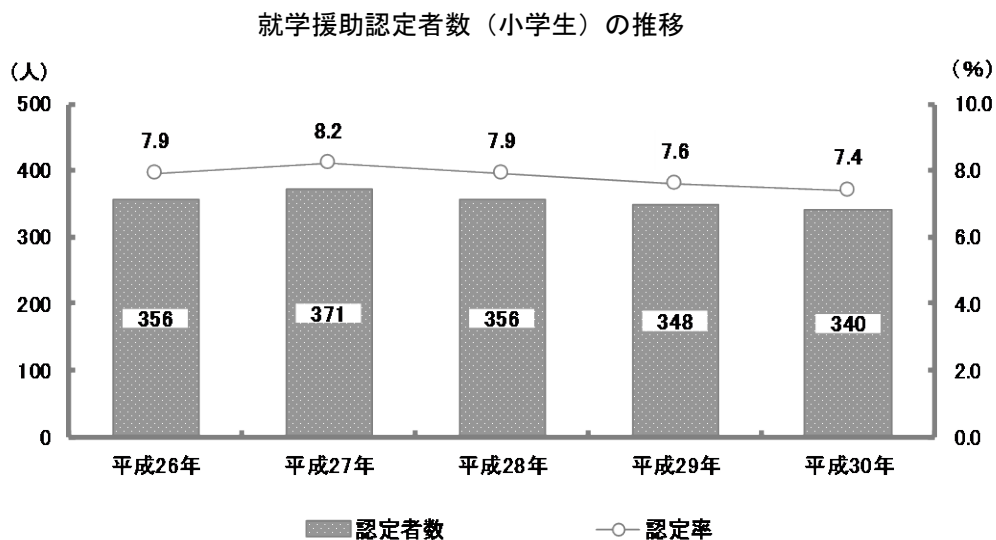
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は減少傾向となっており、平成30年で受給者数が405人、受給対象児童数が610人となっています。



資料：市の統計

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

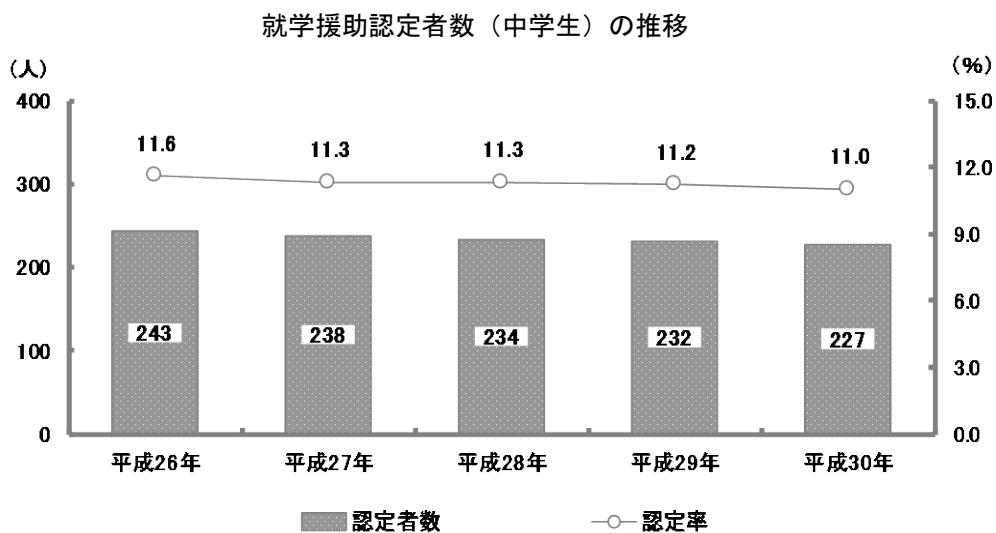
本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は減少傾向となっており、平成30年で認定者数が340人、認定率が7.4%となっています。



資料：市の統計

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

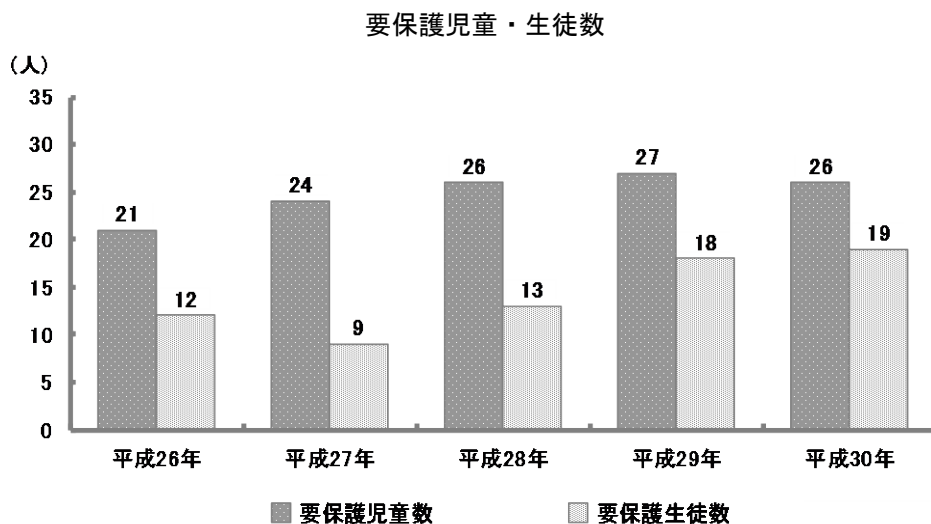
本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は減少傾向となっており、平成30年で認定者数が227人、認定率が11.0%となっています。



資料：市の統計

⑤ 要保護児童・生徒数の推移

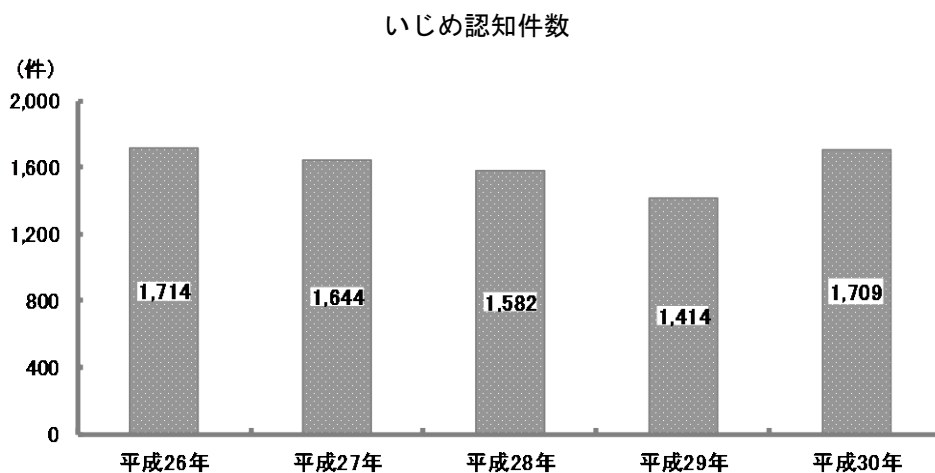
本市の要保護児童数・生徒数は増加傾向となっており、平成30年で要保護児童数が26人、要保護生徒数が19人となっています。



資料：市の統計

⑥ いじめ認知件数の推移

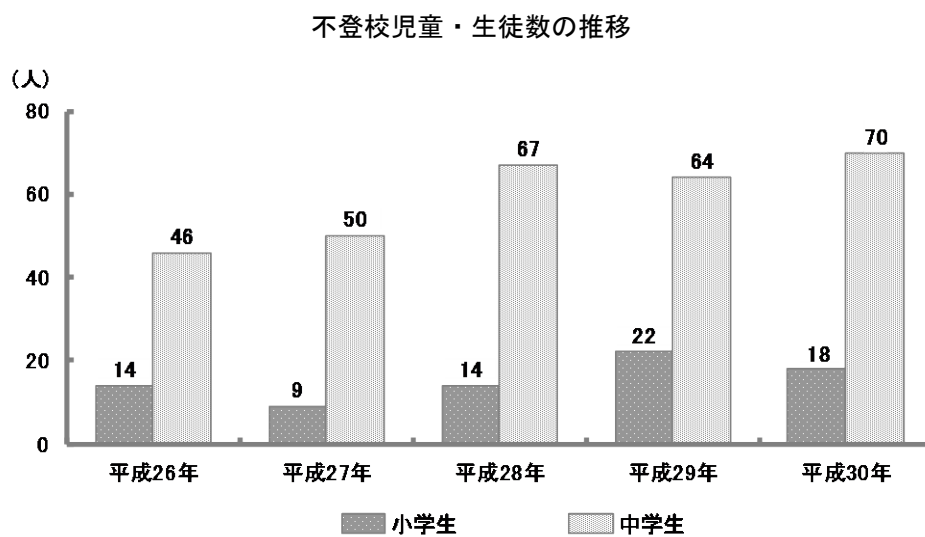
本市のいじめ認知件数は平成26年から平成29年にかけて減少し、その後増加しており、平成30年で1,709件となっています。



資料：市の統計

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増加傾向となっており、平成30年で小学生が18人、中学生は70人となっています。



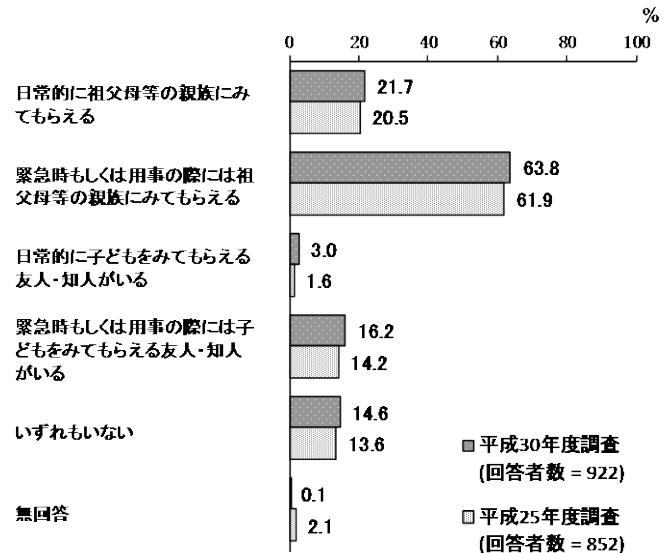
資料：市の統計

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無 (複数回答)

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が63.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が21.7%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が16.2%となっています。

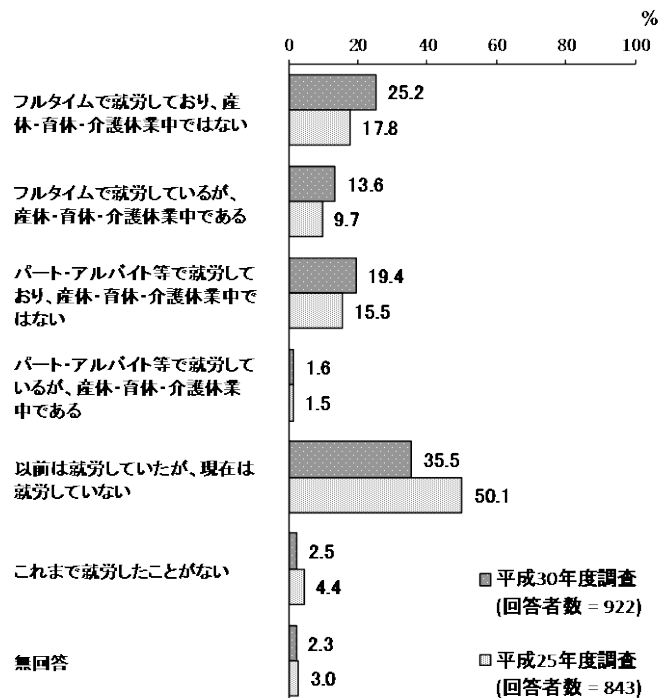
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が35.5%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.2%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が19.4%となっています。

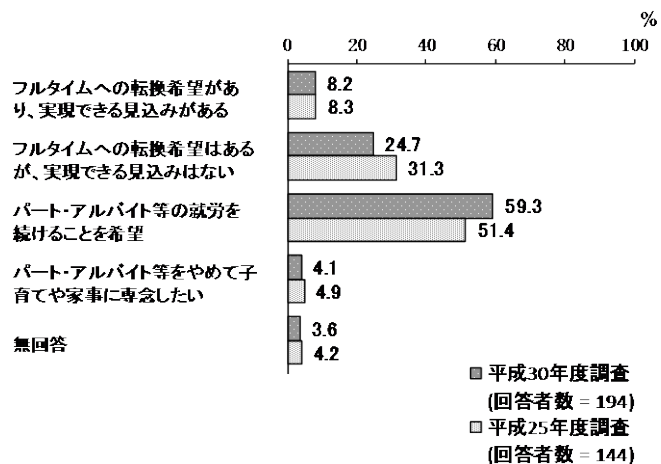
平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が59.3%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が24.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が増加しています。一方、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が減少しています。



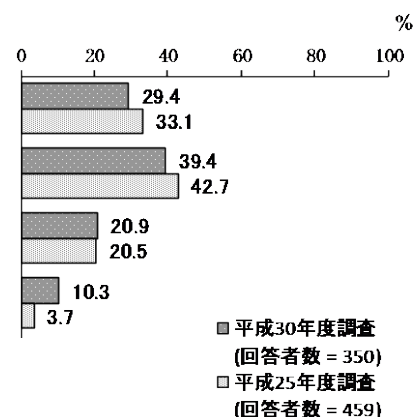
④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが●

●歳になったところに就労したい」の割合が39.4%と最も高く、次いで「今は子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が29.4%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が20.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

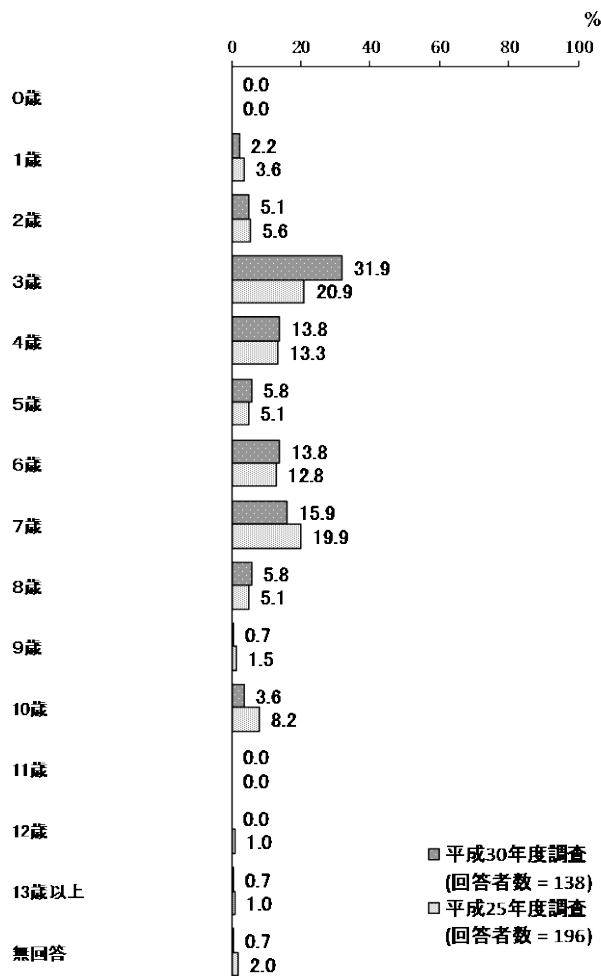
今は子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
 1年より先、一番下の子どもが●●歳になったところに就労したい
 すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
 無回答



《 就労を開始したい時の子どもの年齢 》

「3歳」の割合が31.9%と最も高く、次いで「7歳」の割合が15.9%、「4歳」、「6歳」の割合が13.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「3歳」の割合が増加しています。

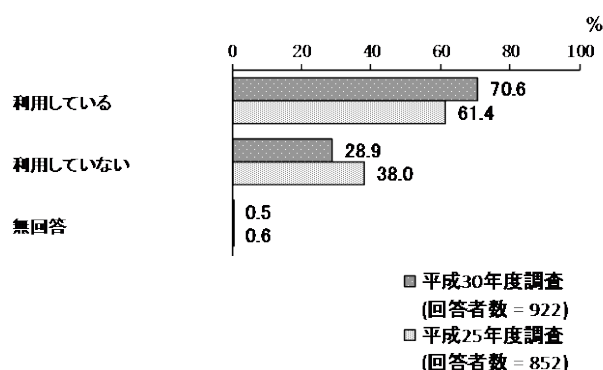


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が70.6%、「利用していない」の割合が28.9%となっています。

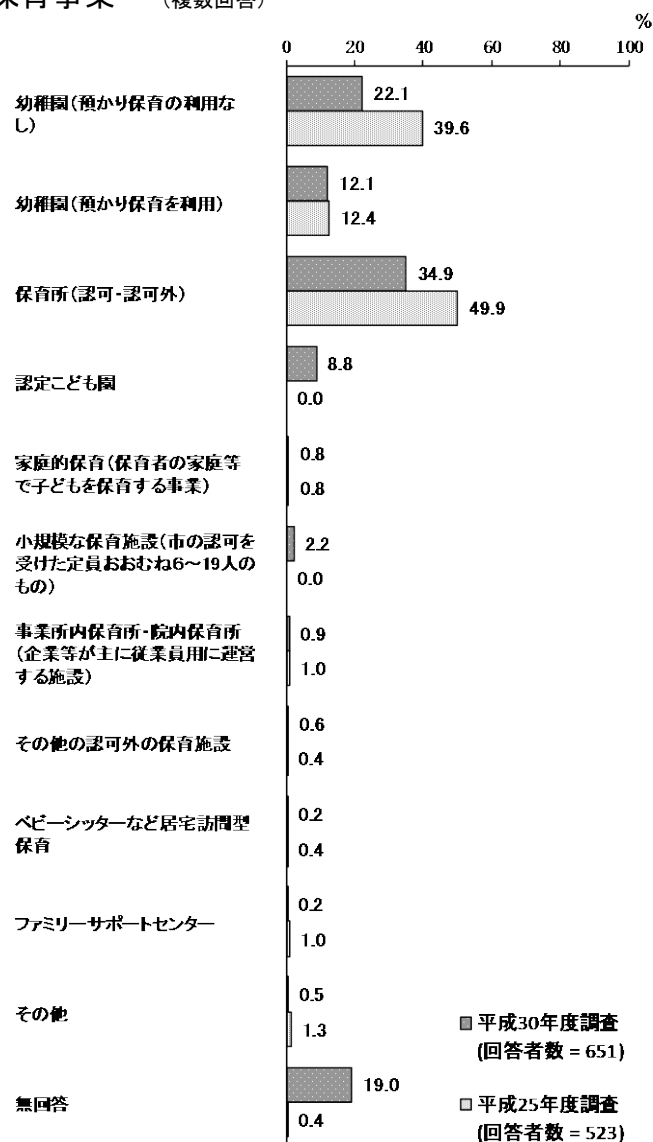
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



② 平日の定期的に利用している教育・保育事業 (複数回答)

「保育所(認可・認可外)」の割合が34.9%と最も高く、次いで「幼稚園(預かり保育の利用なし)」の割合が22.1%、「幼稚園(預かり保育を利用)」の割合が12.1%となっています。

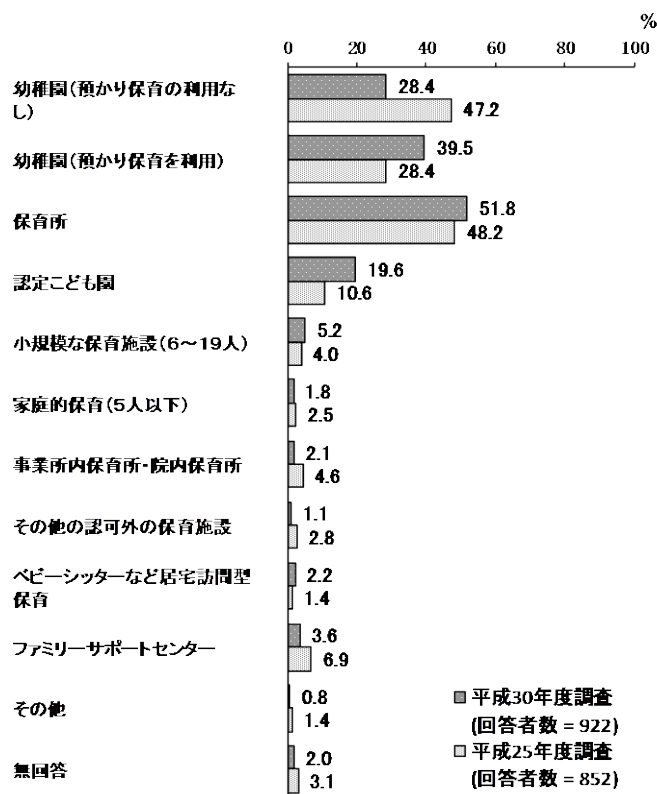
平成25年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園(預かり保育の利用なし)」の割合が減少しています。



③ 幼児教育・保育の無償化が実施された場合に平日、定期的にご利用したい教育・保育事業 (複数回答)

「保育所」の割合が51.8%と最も高く、次いで「幼稚園(預かり保育を利用)」の割合が39.5%、「幼稚園(預かり保育の利用なし)」の割合が28.4%となっています。

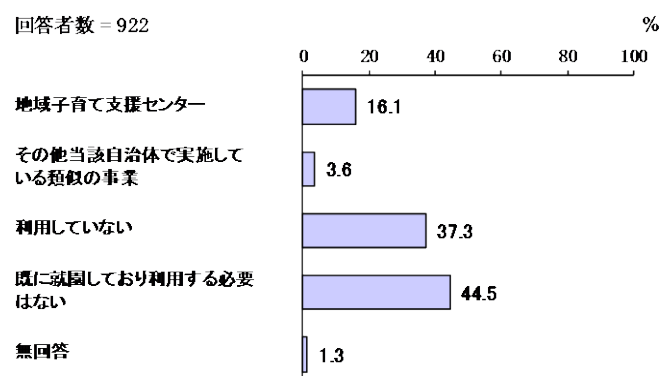
平成25年度調査と比較すると、「幼稚園(預かり保育を利用)」「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園(預かり保育の利用なし)」の割合が減少しています。



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

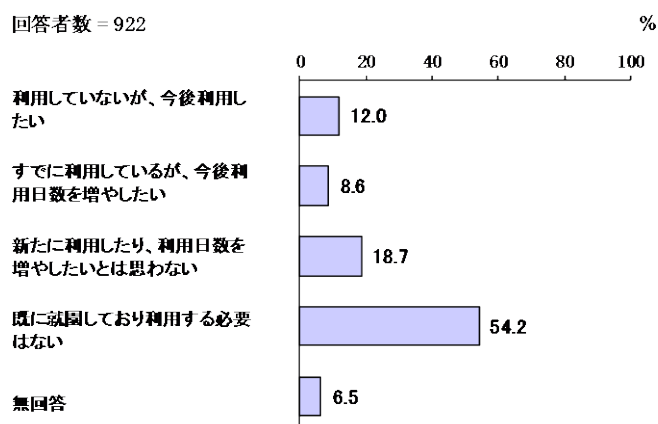
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況 (複数回答)

「既に就園しており利用する必要はない」の割合が44.5%と最も高く、次いで「利用していない」の割合が37.3%、「地域子育て支援センター」の割合が16.1%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「既に就園しており利用する必要はない」の割合が54.2%と最も高く、次いで「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が18.7%、「利用していないが、今後利用したい」の割合が12.0%となっています。

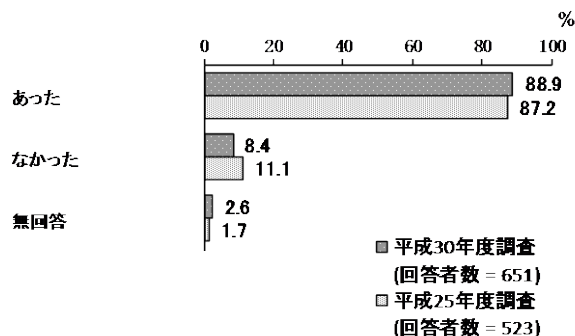


(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が88.9%、「なかった」の割合が8.4%となっています。

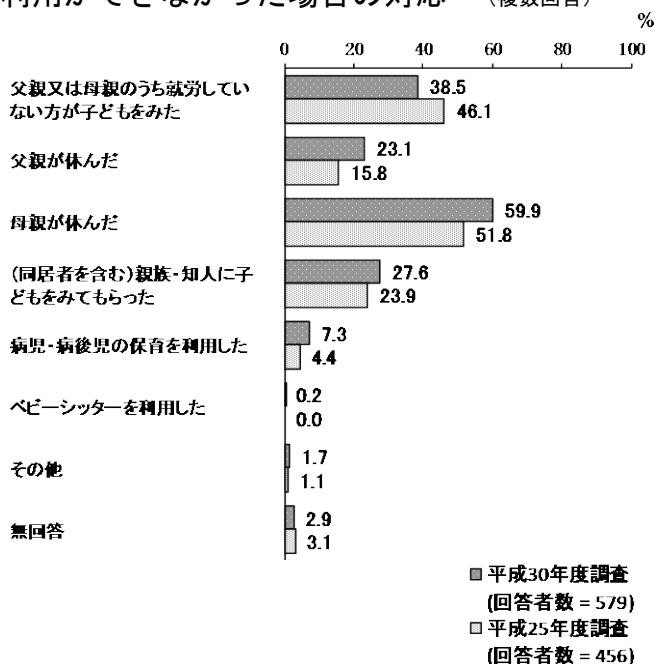
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応 (複数回答)

「母親が休んだ」の割合が59.9%と最も高く、次いで「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が46.1%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が27.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「父親が休んだ」「母親が休んだ」の割合が増加しています。一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。



(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況 (複数回答)

「利用していない」の割合が81.1%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を超え、不定期に利用)」の割合が12.9%となっています。

回答者数 = 922

一時預かり(理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)

幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を超え、不定期に利用)

ファミリーサポートセンター(地域住民が子どもを預かる事業)

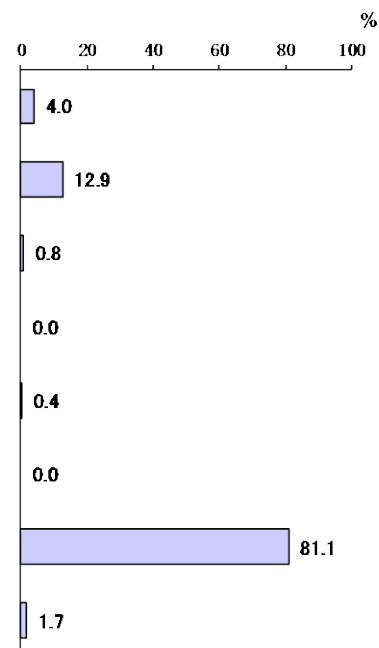
夜間養護等事業:トワイライトステイ(児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業)

ベビーシッター

その他

利用していない

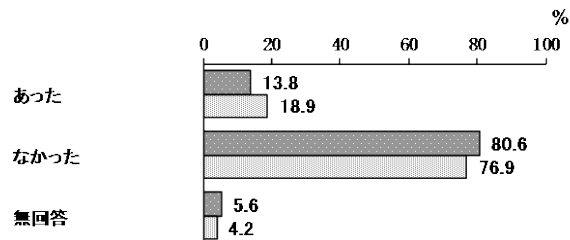
無回答



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が13.8%、「なかった」の割合が80.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「あった」の割合が減少しています。



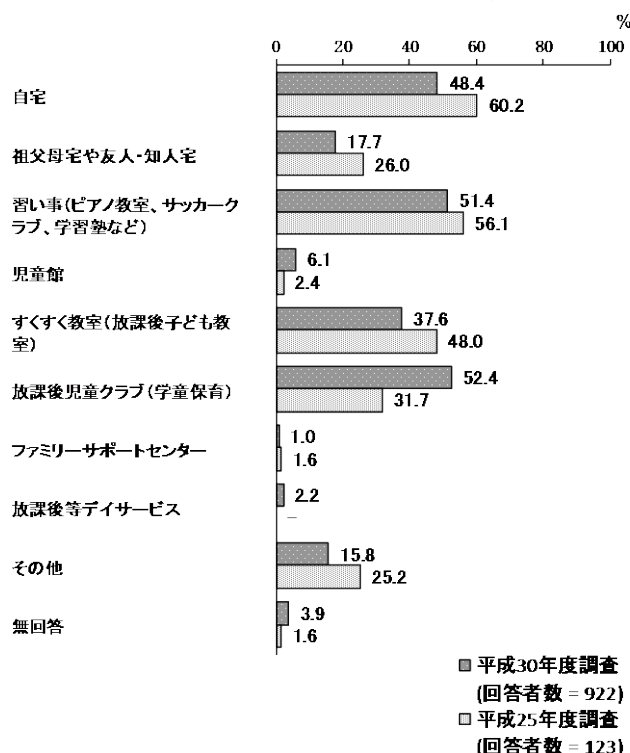
■ 平成30年度調査
(回答者数 = 922)
□ 平成25年度調査
(回答者数 = 852)

(6) 小学校就学後の過ごし方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所（複数回答）

「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が52.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が51.4%、「自宅」の割合が48.4%となっています。

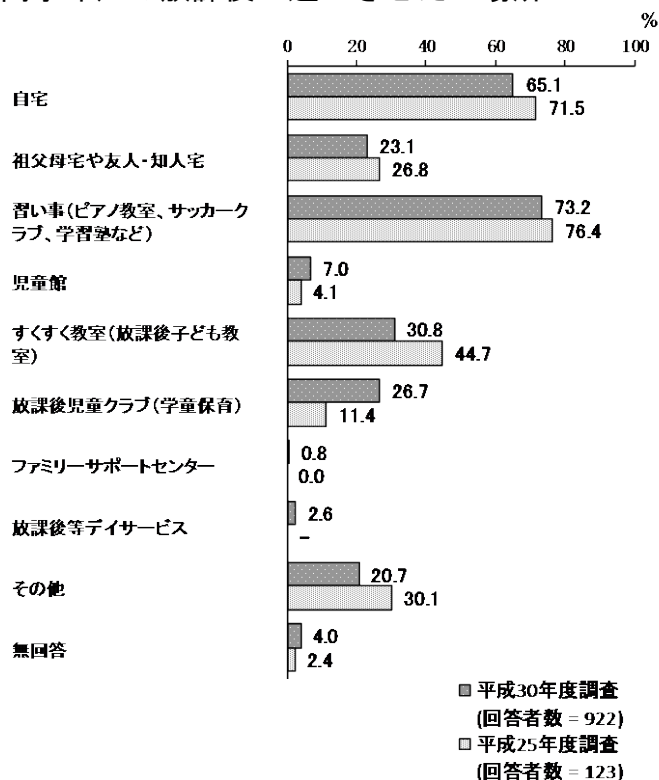
平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「すくすく教室（放課後子ども教室）」の割合が減少しています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所（複数回答）

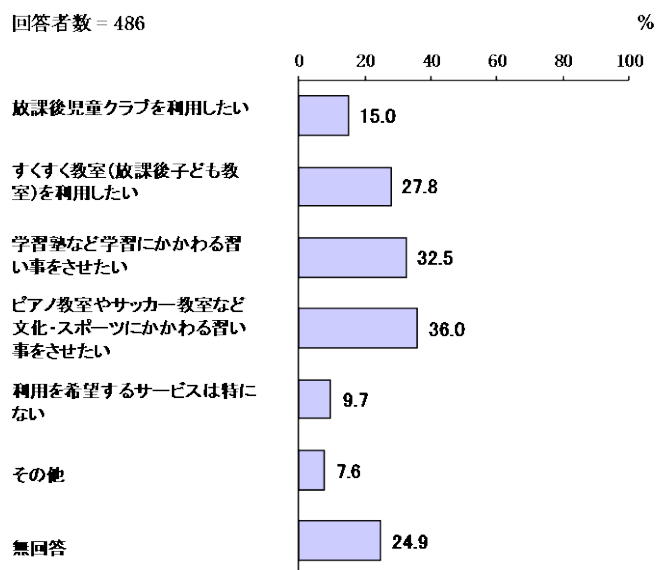
「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が73.2%と最も高く、次いで「自宅」の割合が65.1%、「すくすく教室（放課後子ども教室）」の割合が30.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。一方、「自宅」「すくすく教室（放課後子ども教室）」の割合が減少しています。



③ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所（複数回答）

「ピアノ教室やサッカー教室など文化・スポーツにかかわる習い事をさせたい」の割合が36.0%と最も高く、次いで「学習塾など学習にかかわる習い事をさせたい」の割合が32.5%、「すくすく教室（放課後子ども教室）を利用したい」の割合が27.8%となっています。

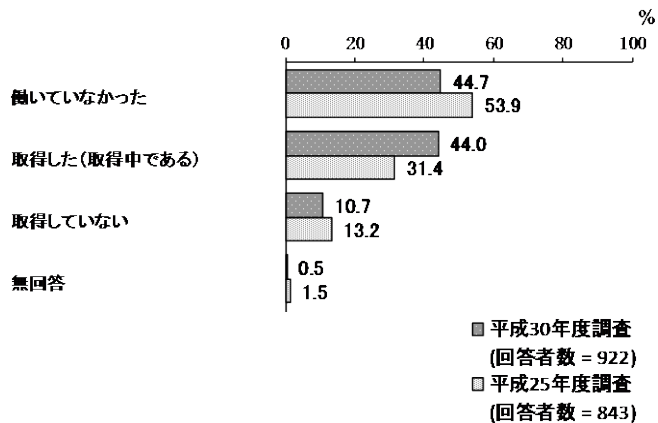


(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が44.7%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が44.0%、「取得していない」の割合が10.7%となっています。

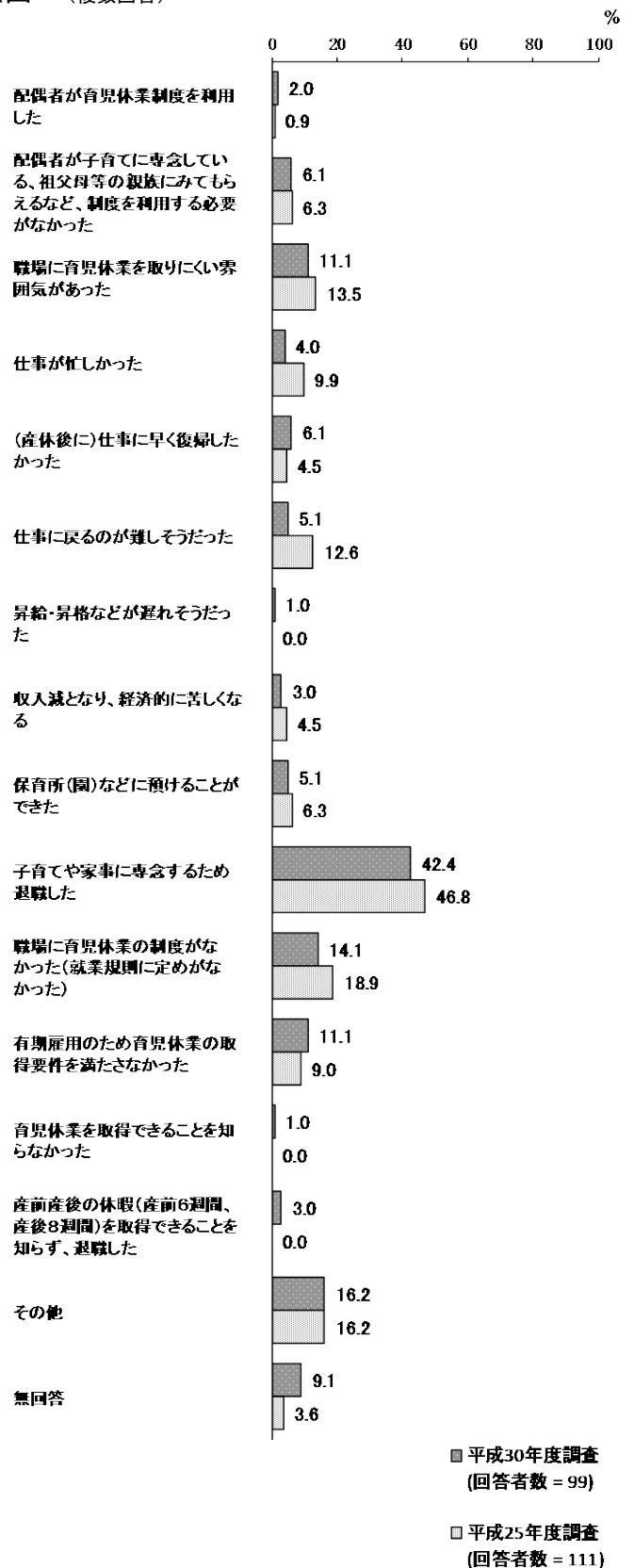
平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



② 母親の育児休業を取得していない理由 (複数回答)

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が42.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」の割合が14.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が11.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「仕事が忙しかった」「仕事に戻るのが難しかった」の割合が減少しています。

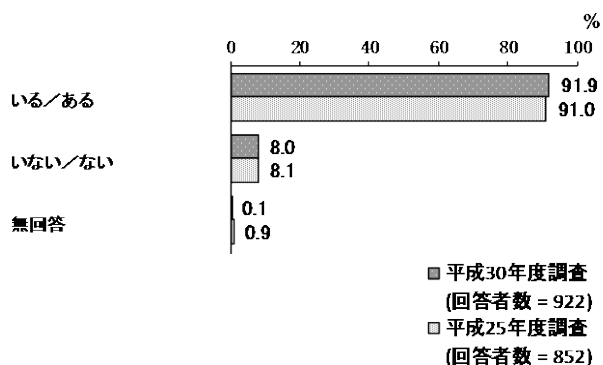


(8) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が91.9%、「いない／ない」の割合が8.0%となっています。

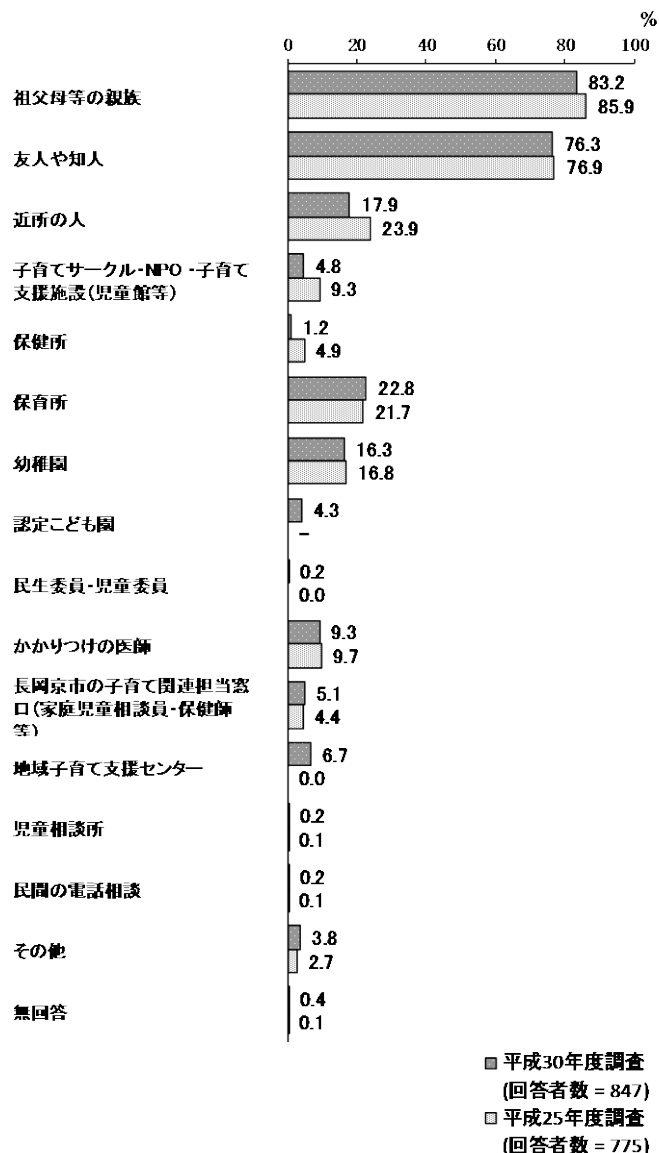
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先 (複数回答)

「祖父母等の親族」の割合が83.2%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が76.3%、「保育所」の割合が22.8%となっています。

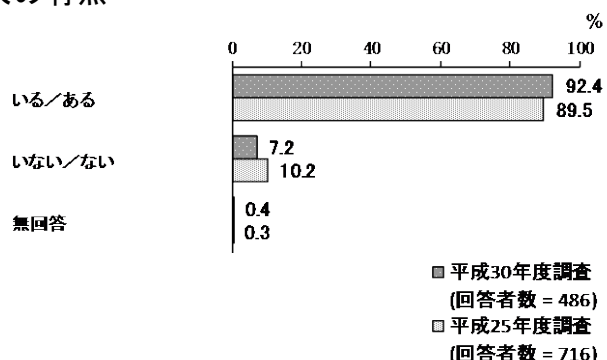
平成25年度調査と比較すると、「地域子育て支援センター」の割合が増加しています。一方、「近所の人」の割合が減少しています。



③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が92.4%、「いない／ない」の割合が7.2%となっています。

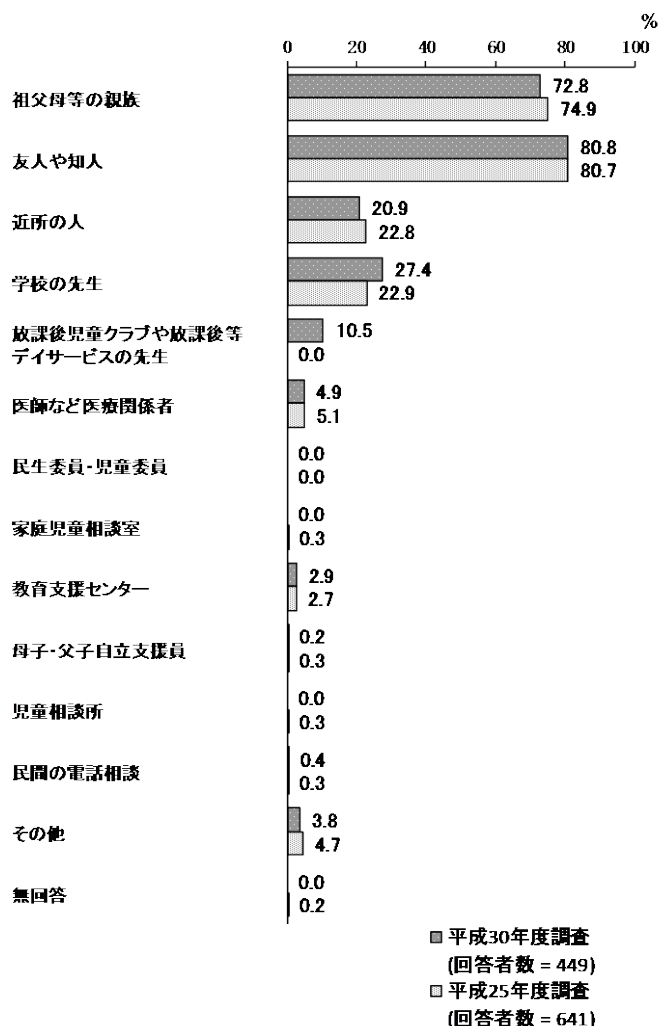
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先（複数回答）

「友人や知人」の割合が80.8%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が72.8%、「学校の先生」の割合が27.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブや放課後等デイサービスの先生」の割合が増加しています。

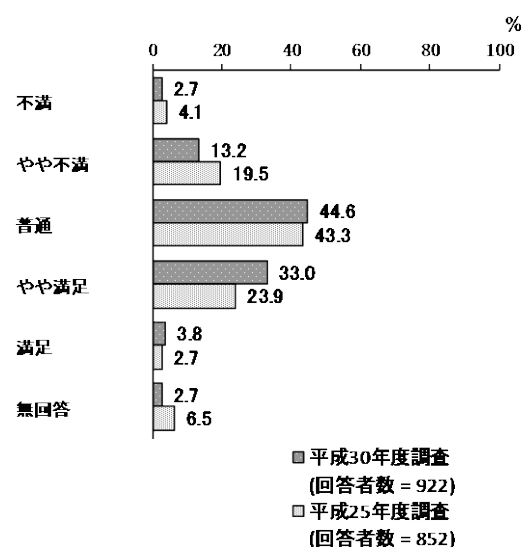


(9) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「普通」の割合が44.6%と最も高く、次いで「やや満足」の割合が33.0%、「やや不満」の割合が13.2%となっています。

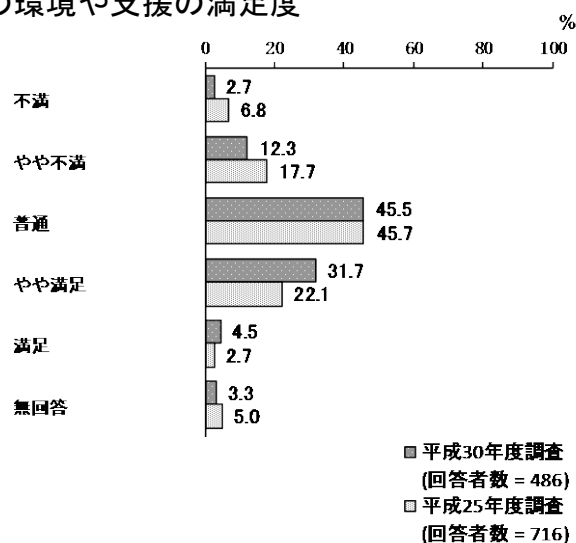
平成25年度調査と比較すると、「やや満足」の割合が増加しています。一方、「やや不満」の割合が減少しています。



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「普通」の割合が45.5%と最も高く、次いで「やや満足」の割合が31.7%、「やや不満」の割合が12.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「やや満足」の割合が増加しています。一方、「やや不満」の割合が減少しています。



長岡京市子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに本市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

基本目標 1 子どもが健やかに育つ環境づくり

本市においては、子ども・子育て支援事業の推進において、子どもの権利を尊重し、すべての子どもの幸せを最優先に考えて、さまざまな施策に取り組んでおり、今後も、子どもの成育環境の整備や教育を受ける機会の均等を図るなど、総合的な支援について検討を進めていくことが必要です。

また本市では、子どもの個性と能力を伸ばす教育の充実に向け、新学習指導要領の趣旨、児童生徒、学校、地域の実情を踏まえ、創意ある教育活動を展開し、特色ある学校づくりに努めています。

アンケート調査では、子どもを健やかに生み育てるために、市に特に期待することとして、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場の機会の充実」が3割、「子どもの『生きる力』を育むための教育の推進」が1割程度となっています。

今後も、子どもたちの生きる力を育むため、学力の充実・向上、心の教育の推進、健康安全教育・食育・体育の推進などの調和のとれた育成を進めるとともに、今日的な教育課題の解決と学校・園の活性化をめざし、幼児・児童・生徒や地域の実態に応じた特色ある学校・園づくりを進めることが必要です。また、地域の特色を生かした体験学習や交流活動などの機会の充実を図り、子どもの社会性を育む取り組みを進めていくことが必要です。

基本目標 2 子育て家庭を支える環境づくり

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。国においては、子育て世代包括支援センターを令和2年度に全国展開することをめざし、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供することをめざしています。

アンケート調査では、日頃、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもいない」が約1割強、子どもの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無が「いない／ない」の割合が8%とわずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がいない人がいます。子育てについて、

不安に感じている、困っていることとしては「自分のやりたいことが十分できない、自由な時間が持てないこと」「食事や栄養に関すること」「子育てで出費がかさむこと」など多様な悩みを抱えています。

妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。文部科学省は、平成 30 年に「登下校防犯プラン」を示し、地域における連携の強化や多様な担い手による見守りの活性化などを掲げ、取り組んでいます。

アンケート調査では、子どもを健やかに育てるために、市へ特に期待することとして就学前及び就学児ともに「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の割合が高くなっています。そのため、子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高めることが必要です。

また、警察・生活安全関係機関との連携強化を図り、安全への注意喚起を継続して取り組むことで、子どもの大切な命を守ることが必要です。

ひとり親家庭等において経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成 28 年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約 1/3 となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

アンケート調査では、子育て支援について、特に重要な支援・対策として、「経済的な安定」が 3 割と最も高くなっています。

そのため、支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

基本目標 3 子育てと仕事を両立できる環境づくり

国においては、「子育て安心プラン」において、令和元年度末までに待機児童の解消をめざしています。本市においては、平成 30 年 4 月 1 日において、待機児童は 72 名となっており、その対策が急務となっています。アンケート調査では、保護者の就労希望をみると、母親ではパートタイム等からフルタイムの転換希望や未就労から就労を希望する保護者がみられ、潜在的な保育ニーズがみられます。

子どもの人口については今後、減少が予想されていますが、保護者の就労状況の変化等により保育のニーズは増加している状況です。今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、適切に教育・保育ニーズの量を確保するため、施設整備などのハード面と、保育士を始めとする人的資源の確保などソフト面の両面からの対策が必要です。

仕事と家庭の両立について、全国的に女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然と低いままであることが問題となっています。

本市においては、子どもがいる世帯で、共働き世帯が増加しており、特に就学前児童でその傾向が顕著になっています。こうした世帯では、仕事と家庭の両立に向けた支援が求められており、いかに就労希望を叶えられるかが重要です。

アンケート調査では、保護者の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」の割合が母親で 44%となっており、平成 25 年度調査と比較すると増加しています。一方で、父親では、「取得していない」の割合が 91.3%となっており、その多くが取得できていない状況です。

また、父親が育児休業を取得していない理由は、「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 45.3%と最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」が 36.3%、「仕事が忙しかった」が 30.0%となっています。

また、仕事と子育ての両立に関して、大変だと感じていることとして「子どもが急病時の対応」が 6 割と最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」となっています。

育児休業の取得については、母親の取得は進んでいますが、父親の取得は低い状況です。育児休業制度の利用をさらに促進するために、企業等における育児休業制度の一層の普及が必要です。また、仕事と子育ての両立に向けて、家庭や職場において男女共同参画の意識の醸成が求められます。

基本目標 4 子育てを社会で支える環境づくり

児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

アンケート調査では、「子どもを叱りすぎているような気がする」の割合が約 4 割、また「子どもに手をあげてしまうことがある」「子どもの世話をしないことがある」と回答している人もおり、子育てへの不安を抱える保護者が多くいることがうかがえます。また、就学児童調査でも同じように子どものしつけについての悩みがみられ、子どもの成長に合わせてどのように対応すべきか悩んでいる姿がみとれます。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実にも努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

アンケート調査では、身近に協力者がいない保護者の割合は 1 割半ば程度となっています。また、子育てに関して気軽に相談できる先として、祖父母等親族、友人や知人が上位ではありますが、次いで保育士の割合が高くなっており、相談先のひとつとして保育士の役割が期待されています。

家庭環境等の変化により多様化する相談にこたえられるよう、情報提供及び相談業務の充実を図るとともに、関係機関との更なる連携を深め、安心して子育て・子育てができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図っていく必要があります。

また、支援を必要とする子どもや、困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージにあわせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。

第3章 計画の基本理念、基本目標

本計画では、「未来に向けて、安心して子どもを生み、健やかに育てる、夢のあるまち 長岡京市」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの長岡京市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。

基 本 理 念

未来に向けて、安心して子どもを生み、
健やかに育てる、夢のあるまち 長岡京市



(1) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。子どもの権利条約や人権三法の趣旨などをふまえて、子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

また、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備に努めていきます。

さらに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

※人権三法：平成28年（2016年）に施行された「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の差別を解消するための3つの法律。

(2) 子育て家庭を支える環境づくり

安心して子育てをするため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

また、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

(3) 子育てと仕事を両立できる環境づくり

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや新・放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

(4) 子育てを社会で支える環境づくり

障がいのある児童など、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

また、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に答え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

さらに、地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

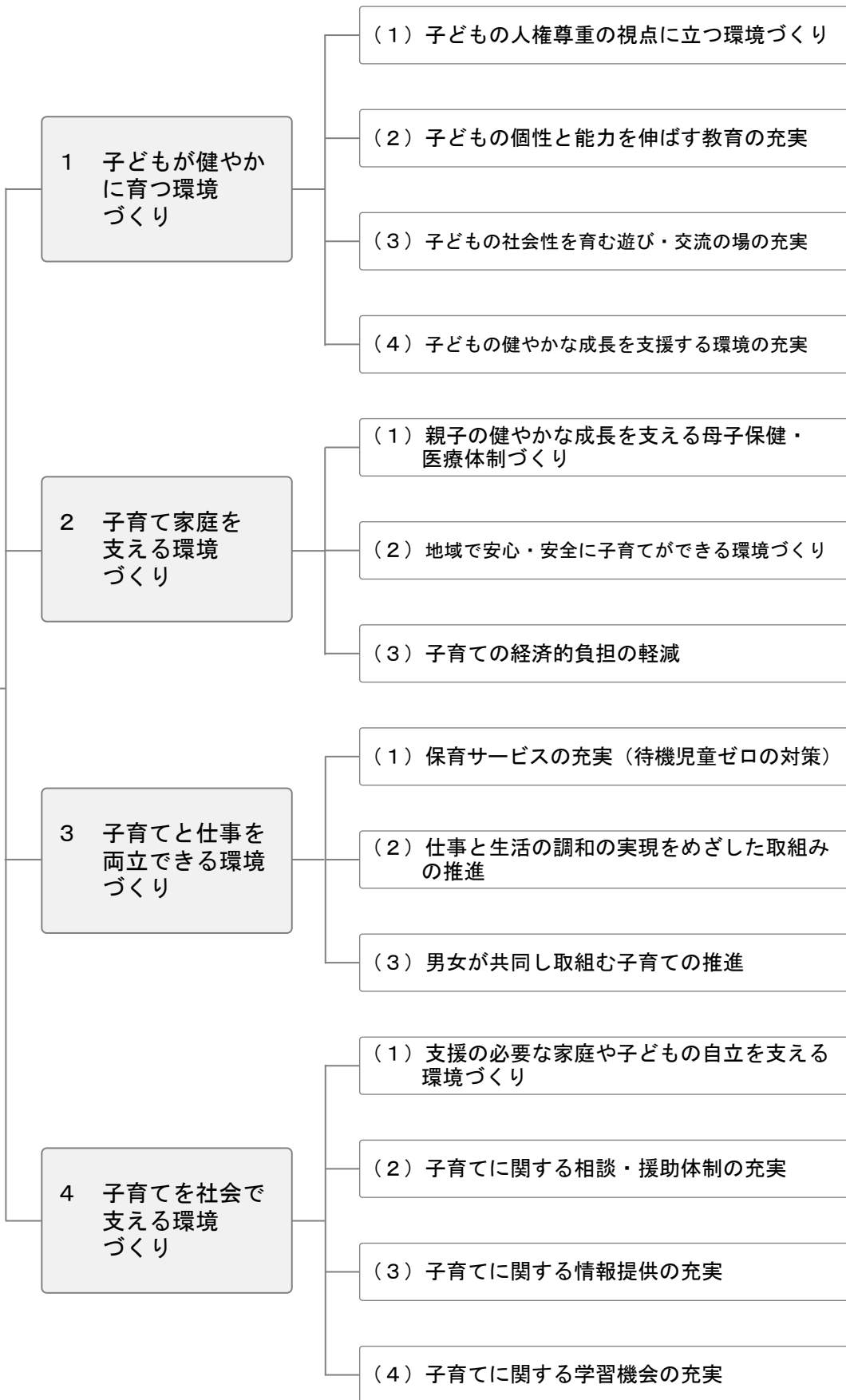
3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]

未来に向けて、安心して子どもを生み、健やかに育てる、夢のあるまち 長岡京市



第4章 施策の展開

施策の方向（１）子どもの人権尊重の視点に立つ環境づくり

子どもの権利の趣旨について、さまざまな機会を活用し、幅広く市民への啓発を行うとともに、子どもの視点に立った施策の実現に努めます。

子どもの意見が、さまざまなところに反映されるよう、子どもたちが意見を発信できる機会や場を提供し、「子どもの参画」を推進していきます。

① 生命・人権を大切にする教育・保育の推進

就学前から学校教育・生涯学習に至るまで、子どもの権利に関する理解を深めるとともに、人権三法の趣旨などをふまえ、人権意識を高めていくための人権教育・保育の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
人権・男女共同参画フォーラム、障がい者児の人権を考える市民のひろば	子どもから高齢の人まで誰もが参加できるような企画を通して、性別や障がいの有無にかかわらず、多様性が大切にされ、すべての人が人権を尊重される共生社会の実現への理解を深める機会として開催します。	人権推進課 男女共同参画センター 障がい福祉課
人権教育・啓発推進	一人ひとりが命を輝かせ、幸せに暮らせる社会の実現を目指し、人権週間に合わせて人権啓発に関する作品を募集し、優秀作品の表彰と入賞作品の展示を行うことで人権意識の普及・高揚を図ります。	生涯学習課
発達支援保育実施事業（人権教育）	障がいの有無にかかわらず、多様なニーズを持つ子どもが共に育ち合う保育の場を築けるよう体制整備と職員の専門性の向上に努め、子ども達の豊かな人間性を育みます。	子育て支援課

② 子どもの意見表明・意見反映の機会の提供

次代を担っていく子ども自身が、地域社会に対し、普段考えていることや意見を、子どもの視点から積極的に発言し、意見表明できる機会を関係機関の連携により提供し、子どもの視点を積極的に取り入れます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
わたしの主張発表会	小学生・中学生が日常生活の中で考えていることや感じていること、また、大人や社会に向けて訴え、主張したいことを発表する機会として「わたしの主張発表大会」を開催します。また、より広く市民に知ってもらえるよう「FMおとくに」との共同企画などの構築に向け取り組みます。	教育支援センター

施策の方向（２）子どもの個性と能力を伸ばす教育の充実

学校は、基礎学力の向上や子どもが主体的・自律的に行動する力を養うことができるよう教育内容を創意工夫することにより、子どもの個性と能力を伸ばす教育に積極的に取り組み、地域に開かれた専門的な教育機能を充実させます。

また、特に自ら課題を発見し解決する問題解決能力、他者とのコミュニケーション能力、物事への論理的な考察力などの育成を重視します。

特別支援教育においては、共生社会、共生地域の形成に向けて、一人ひとりの子どもがその特性に合った指導を受けられるように、特別支援教育の充実を図ります。

① 地域に開かれた学校づくりの推進

地域の身近な学校教育施設の開放を積極的に進め、子どもと大人がともに取り組めるスポーツやレクリエーションの活動の場としてそれらを活用した事業の推進を図ります。

② 生きる力を育む学校教育の推進

子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力（生きる力）を養うとともに、地域の大人や子どもそれぞれが豊かな情操を育み、人間性豊かな人格の形成が図られるよう、学校教育の充実を図ります。

また、学校教育では、基礎学力の向上を図るとともに、多様な体験機会を積極的に取り入れた教育内容の充実を図り、児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
英語暗唱大会、小学生アイデア作品展	子どもたちの主体的な活動や学びが一層促進できるよう、学習成果としての「英語暗唱大会」や「小学生アイデア作品展」を一般市民等に向け開催します。 「英語暗唱大会」は市の英語教育充実策の一環として、アーリントン留学制度と併せて実施しており、毎年レベルの向上がみられます。また、「小学生アイデア作品展」も毎年1,000人以上の参観があります。内容の見直しを加えながら継続して実施します。	教育支援センター

③ 特別支援教育の充実

特別な支援を要する児童・生徒の教育的ニーズを把握し、自立や社会参加に向けて自主性を育て遊びや学びを支援するという視点に立った教育を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
教育支援委員会	就学前から小学校、小学校から中学校へと連続した教育的支援の充実のため、関係機関と連携し、障がいや発達に課題のある幼児、児童及び生徒の就学や支援について審議を行います。また、就学について総合的に判断をするだけにとどまらず、就学に係る継続的な支援機能の充実に努めます。	教育支援センター

施策の方向（3）子どもの社会性を育む遊び・交流の場の充実

子どもが社会や地域に参加し、地域の中でさまざまな人や物事に触れ合い、体験や経験を重ねることによって、子どもの豊かな心を育てるよう、学習の場や機会を提供します。

① 多様な体験機会の充実

自然をはじめ、地域の資源や人材などを活用し、大人と子どもが協働したさまざまな体験活動や交流活動を通して、子どもの生きる力を培い、将来地域で活躍できる人材を育成します。

また、「新・放課後子どもプラン」に基づき、地域住民等の参画を得て、子どもたちの放課後の遊びと学びの場として充実が図れるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を行い、多様な体験の機会を提供します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
放課後子ども教室推進事業	市内の全10小学校において、児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう放課後こども教室（愛称：すくすく教室）を実施します。各小学校区の運営委員会に事業を委託し、放課後や週末等に特別教室や体育館等の小学校施設を活用するとともに、地域の住民の参画を得て、プログラムや学習支援の充実を図ります。また、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の一体的な取り組みを推し進めるため、両事業間の連携を図りながら取り組みます。	文化・スポーツ 振興室
長岡京市少年少女発明クラブ	子どもたちに科学的な興味と関心をもたせる場を提供し、科学的なものの見方や物づくりの工夫・発想を醸成するとともに、子どもたちが自ら考えて行動し作品をつくりあげる達成感を得ることができるよう支援します。	中央公民館
子どもの読書啓発事業	乳幼児期から小学生までの成長段階に応じた読み聞かせやおはなし会などを図書館内外で定期的に開催し、本との出会いの場を提供していきます。さらに、児童書及びティーンズ図書などの充実や配架の工夫、利用案内やホームページなどで読書の楽しさを積極的にアピールしていくことで、子どもや保護者の利用を増やし、読書習慣づくりを進めます。	図書館
児童館各種体験学習教室事業	子どもたちが、さまざまな遊びや体験を通じて、地域内外の交流や異年齢間の交流、ものづくり、集団行動などの体験学習を行います。	北開田児童館

事業名	事業概要	主担当課
やすらぎクラブ長岡京 「多世代の交流」事業	高齢者の知識・経験を活用し、高齢者と多世代が連携・協調できる機会として、保育所や幼稚園、学校の理解・協力のもとお花の寄せ植えなどの活動を実施します。また、地域スポーツ少年団の子どもたちと一緒に小泉川の清掃活動を行います。	高齢介護課
環境への意識向上推進事業	スターウォッチングやバードウォッチングなど自然と親しむ活動を通して環境保全意識の高揚を図ります。また、6月の環境月間に合わせ、実験や再生可能エネルギーの要素を取り入れた工作教室などを企画・実施することにより温暖化対策分野でも子どもに体験の場を提供します。	環境政策室
環境都市宣言啓発推進事業	自ら環境について考え行動する、持続可能な社会づくりを担う子どもたちを育てるため、環境フェアにおいて引き続き「子ども環境フェスティバル」を実施します。また、学校行事以外でも環境フェアに足を運んでもらい、様々な体験を通して環境保全意識を育んでもらえるよう、出展者と調整を図りながら魅力的な環境フェアを実施します。	環境政策室
保育所地域活動事業	園庭開放や保育所行事への参加、世代間交流事業など各園の特性を活かしながら、保育所が地域に開かれた社会資源として、より身近な相談・交流の場となるよう活動の啓発を行い、事業を展開します。	子育て支援課

② スポーツ・レクリエーション活動の充実

子供会や総合型地域スポーツクラブなどの活動を通じて、さまざまなスポーツ・レクリエーション活動や体験活動などを推進し、子どもの感性豊かな人間性や生きる力の基礎となる健康増進、体力向上を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
総合型地域スポーツクラブ育成事業	市民のニーズに合わせたスポーツ・レクリエーション活動を提供し、さまざまな活動を通じて、子どもに感性豊かな人間性や生きる力を培う基礎となる健康、体力の育成を図ります。 総合型地域スポーツクラブの未設置校区へ働きかけ、全校区に総合型地域スポーツクラブの設立ができるよう取り組むとともに、既存クラブが安定的な運営を確保できるよう支援を行います。	文化・スポーツ振興室

③ 遊び環境の整備・充実

子どもが「遊び」を通じて創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係の基礎を築くことができるよう、安全にのびのびと遊ぶことができる環境の整備を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
児童室の一般開放	毎週金・土・日曜日に児童室を一般開放して、おもちゃ・絵本を自由に利用できる環境を提供し、保護者が乳幼児と気楽に外出するきっかけをつくります。	中央公民館
児童館機能の充実事業	少子化の進行が見込まれるなか、乳幼児及びその保護者に対し、安全安心な児童館運営を行うとともに、乳幼児親子を対象とした子育てサロン事業の充実を図ります。	北開田児童館
公園緑地整備事業	子どもや親子が安心して遊び、また、子ども同士の交流の場として都市公園等の施設整備の充実を図り、子どもたちが緑豊かな自然の中でのびのびと遊べる環境を整備します。また、老朽化した公園施設について計画的な長寿命化対策を実施します。	公園緑地課
西山キャンプ場管理運営事業	子どもたちの環境学習や野外活動の貴重な体験の場として、安全に活動できるよう引き続き場内設備の整備に努めます。	生涯学習課

施策の方向（４）子どもの健やかな成長を支援する環境の充実

若い世代が将来に夢と希望をもてるよう、職業観・勤労意識を醸成するとともに、若年無業者（ニート）やひきこもり等で悩む本人や家族に対し、それぞれの状況に応じ専門相談を実施し、就労支援の方法を一緒に考え、社会とつながるきっかけづくりや自立に向けた支援を行います。

家庭や地域と学校、行政が連携し、地域社会全体で若い世代を温かく見守り、地域の教育機能を高める取り組みの推進を通じ、次代を担う世代が心豊かでたくましく健やかに成長できる環境を整えます。

学校教育においては、すべての児童・生徒に対して、授業等を通して必要な意欲・態度や能力を育み、一人ひとりのキャリア発達を支援します。

① 子どもの自立を促す支援事業の推進

ニートなど定職に就かない若い世代に対し職業観・勤労意識を培う事業を推進するとともに、失敗や挫折、社会との葛藤などにより家庭に閉じこもりがちな若い世代についても、外部と積極的な交流をもつことができるように自立に向けた支援に取り組みます。

② 子どもの健全育成活動の推進

家庭や学校での教育だけでなく、市民一人ひとりが子どもの健全育成に理解を深め、家庭・学校・地域が連携した子どもの健全育成を図るまちづくりを推進します。

また、不登校児童・生徒に対する相談活動を充実するとともに、不登校児童・生徒の一人ひとりに適切な支援を行います。

さらに、メディアの多様化、インターネットの普及によって、情報を正しく読み取るためにメディアリテラシーを身につけるための教育を充実します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
指導者育成事業	地域子ども体験交流活動事業を通じて、リーダーシップやコミュニケーション能力、協調性など社会生活に必要な能力を育み、子供会リーダーや地域で活躍する人材の育成を図ります。	文化・スポーツ 振興室
地域で支える中学校教育支援事業	各中学校の状況に応じて、学校・コーディネーターと調整を行い、学習支援や部活動支援、環境整備等を実施します。幅広い地域住民の参画を通じ、組織的で安定的に継続できる体制づくりを推進します。	生涯学習課
教育支援センター事業	専門相談員による「教育相談」及び「就学相談」を実施するとともに、不登校児童・生徒に対し、教育の保障と社会への自立を目指すために「適応指導教室」を開設するとともに、個別の状況に応じて保護者同意を前提とした学校・関係機関との連携を行います。また、いじめ、不登校の課題及び特別な教育支援を要する児童・生徒への対応については、関係機関との連携はもとより、より専門的なスタッフの確保と効果的な運営を行います。	教育支援センター

施策の方向（１）親子の健やかな成長を支える母子保健・医療体制づくり

長岡京子育てコンシェルジュにおいて、相談機能の充実を図るとともに、妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援を実施します。

子どもの急病時の対応など、必要に応じて適切な医療が受けられる体制を整備するとともに、保健と医療の連携の強化を通じ、安心して子育てができる環境を整備します。

① 妊娠・出産から切れ目のない支援及び不妊治療のための支援

妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産を迎え、育児に自信をもって取り組めるよう、長岡京子育てコンシェルジュにおいて、妊娠期の過ごし方や出産準備、出産後の子育てに関する相談体制や情報提供を充実し、妊娠・出産から切れ目のない支援を実施するとともに、不妊治療のための支援を行います。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子育てコンシェルジュ事業	妊娠期から子育て期に至るまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対し、保健師等の専門職員が総合的な相談支援を行い、切れ目のない支援体制を整備します。妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定し、きめ細やかな支援を実施します。	健康医療推進室
妊婦健康診査事業	妊娠届出時に妊婦の健康状態などを把握し、受診券を発行して定期的な受診を勧めます。必要に応じて医療機関と連携しながら適切な保健指導を行います。支援が必要な妊婦には継続的に関わりながら、安心・安全な出産を支援します。	健康医療推進室
Hello Baby教室事業	妊娠中から妊娠・出産・育児に関する知識や技術を学び、理解を深めることで、子どもを生き育てることに安心感を持ち、夫婦が協力して子育てをしていけるよう取り組みます。産後うつ予防や、夫婦が協力していくためのコミュニケーションなど事業内容については適宜見直しを行います。また、対象者のニーズに合わせた参加しやすい環境づくりなど検討しながら実施します。	健康医療推進室
不妊治療等の給付事業	子どもが生まれにくい夫婦の不妊治療等にかかる経済的負担の軽減を図るため、不妊治療及び不育症治療に要する経費の一部を助成します。	医療年金課

② 母子の健康保持・増進のための支援

家庭の育児力を高めていけるように、知識の普及や情報の提供ができる体制づくりや、地域における人と人とのつながりをつくる働きかけを通し、子どもの健やかな発育や発達の支援を推進します。

また、子どもの疾病や発達課題を早期に発見し働きかけることで、親の子育てに対する不安の軽減を図り、親が子どもの状況を理解し、適切な対応ができる支援をします。

病気の発病予防と重症化予防のため、乳幼児から高校生を対象に実施している予防接種を適切な時期に受けられるよう今後も啓発をしていきます。

出産後の母子が安心して生活が送れるよう、産科医療機関等で、母親の心身のケアや、授乳指導、育児相談などの産後ケア事業を充実します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
新生児訪問事業	保護者が安心して子育てができるよう、早期に家庭訪問を行っていきます。母子健康手帳の発行時から妊婦と相談ができる関係づくりを行い、地域の医療機関等との連携を強化し、出産後の家庭訪問において子どもと母親の健康チェックや子育ての様々な情報提供を行い、必要な支援ができるように努めます。	健康医療推進室
子育て応援教室事業	子どもの健康増進や疾病予防の取り組みとして、離乳食教室や10か月児教室、1歳3か月歯の教室など子どもの成長に合わせた、育児や栄養、むし歯予防などに関する教室参加を促すとともに、保護者が安心して育児が行えるよう地域の子育て支援情報の提供に努めます。	健康医療推進室
乳幼児健診事業	乳幼児の発育や精神・運動発達、視聴覚、歯科などの身体状態を確認し、疾病や発達の課題を早期発見し、支援を行うとともに、育児相談を行います。また、全ての乳幼児健診の対象者が受診できるよう、様々な機会を通じて周知・案内を行い、未受診者に対しては、家庭訪問などを通じて全数の状況把握に努めます。	健康医療推進室
子育て相談会事業	地域子育て支援センターや子育て支援を実施している施設に出向き、安心して子育てができるよう身近な地域で相談に応じます。また、妊娠期からHello Baby教室などで周知を行い、出産後に子育て相談ができる場所として利用してもらえるよう働きかけます。	健康医療推進室
発達相談事業	子どもの疾病や発達に関する保護者の悩みや不安に対し、専門医師や発達相談員に相談できる体制を整備し、必要に応じて幼稚園や保育所、療育機関へ機関連携を行い、発達を促すための支援に取り組みます。 また、年中児や年長児の保護者に対して、発達障がいについての啓発や、子どもへの理解を深めるための講演会や個別相談を実施します。	健康医療推進室

事業名	事業概要	主担当課
予防接種事業	予防接種法に基づき、病気の発病予防と重症化予防のため、乳幼児から高校生を対象に予防接種を行っています。予防接種の必要な病気について正しい知識を普及するとともに、適切な時期に予防接種が受けられるよう働きかけます。	健康医療推進室
産後ケア事業	体調や育児に不安があり、ご家族などからの支援が受けられない母親と生後4か月未満の赤ちゃんを対象に、産科医療機関におけるショートステイ（宿泊型）やデイケア（日帰り型）で、母親の身体や赤ちゃんのケア、授乳や沐浴の指導、育児相談などを行います。	子育て支援課

③ 食育の推進

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じて食に関する正しい知識や食を選択する力を高めるとともに、地域や保育所、小・中学校、その他食に関する団体等と連携を図り、市民への食育を支援します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
食育推進事業	食育推進計画に沿って、あらゆる世代の人が食についての知識を深め、豊かな食生活が送れるよう庁内関係課が連携して効果的な啓発内容を模索し、食育に関する施策を推進していきます。	健康医療推進室 学校教育課 子育て支援課 農林振興課

④ 歯科保健対策の充実

乳幼児期から歯の健康について考え、学べる機会の充実を図ることにより、むし歯予防に関する基礎知識の啓発・普及を推進します。

⑤ 思春期保健対策の充実

学校保健と連携し、生命の尊重や自他を大切にする心を基本とした性に関する正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを推進します。

⑥ 小児医療体制の充実

親子がいつでも安心して適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医をもつことを推進し、緊急時を含めた小児医療体制の充実を図ります。

施策の方向（２）地域で安心・安全に子育てができる環境づくり ―

道路交通環境の安全確保をはじめ、公共施設・公共交通機関のバリアフリー化、地域の防犯体制の強化などを推進することを通じ、子どもや高齢者、障がいのある人(児)など市民すべてが安心して、さまざまな社会活動に参加できる環境が整ったまちを推進します。

① 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

子ども連れでも安心して外出できるよう、関係機関の連携のもと、既存の公共施設や道路の段差解消などバリアフリー化を促進します。

今後、新たに整備する施設などについては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、子どもを含めたすべての市民が利用しやすい整備を推進します。

② 交通安全対策の推進

子どもの安全で快適な交通環境を確保するため、歩道及びその他の交通安全施設の点検を行い、整備を関係機関に働きかけるとともに、子どもを交通事故等から守るため、地域での見守り体制を充実します。また、自他の生命を尊重し安全に行動できる習慣や態度の育成に向けた支援に取り組みます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
小学校学びの環境づくり事業	通学路における安全対策に努めるとともに、通学安全整理員を配置し、通学時の子どもの安全確保に努めます。通学路上に問題や課題がある場合には、交通政策や防犯・防災からの視点など様々な視点から多角的に課題を把握できるよう関係部署等と連携し、地権者や市以外の道路等管理者等との折衝時には正確かつ詳細に現状及び対策の必要性並びに要望などを伝えるよう努めます。	学校教育課
幼児、小・中学校交通安全教育	日常の教育現場等において継続的な交通安全教育が行えるよう、関係機関と連携し、交通安全指導員が機会あるごとに、幼、小・中学校へ資料や教材の提供など積極的に支援するとともに、タイムリーな情報提供を行っていきます。	交通政策課

③ 子どもと子育て家庭にとって安心・安全な居住環境づくり

居住環境については、法律等の適用を受けているひとり親世帯に対し安価な家賃の住宅が利用できるようサービス情報の提供や相談体制の充実を図ります。

④ 子どもが犯罪等にまきこまれない地域づくり

「地域の子どもは地域で守る」との考え方のもと、子どもが凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について関係機関・団体と連携した取り組みを推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
少年補導委員会事業	健全な社会環境づくりのため、警察署など青少年の健全育成にかかわる機関と連携を密にして、青少年を非行や犯罪の誘惑、犯罪被害から守るため、家庭や学校だけではなく、地域社会が一体となって子どもを見守ることにより、健やかな成長を支援します。	文化・スポーツ 振興室

⑤ 災害時に強い地域づくり

子どもを含めた市民の防災意識の向上、啓発を図るとともに、小学校区単位で実施する避難所運営訓練への参加促進や、身近な地域における自主防災組織の組織化、災害に強い施設の整備、情報伝達手段の確立を推進します。

施策の方向（3）子育ての経済的負担の軽減

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。

この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。そのため、この新たな給付についての認定の手續に必要な様式等を規則等で定めるものとします。

幼児教育・保育の無償化制度のほか子どもの医療費助成や、児童手当等諸制度の普及促進など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることにより少子化の要因を低減し、少子化の進行を抑制します。

① 医療費等の助成

乳幼児など子どもの健康を守るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援医療費助成事業	中学3年生までの子どもの医療費の一部を助成し、子育て家庭の医療費負担の軽減を図ります。	医療年金課
ひとり親医療費支給事業	高等学校までの子どもがいるひとり親家庭や、3親等までの親族に扶養されている両親のいない高等学校までの子どもに対して医療費の助成を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	医療年金課

② 就園・就学の助成

幼児及び児童・生徒の就園・就学を支援し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、各種制度の普及・啓発に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
幼児教育・保育の無償化事業	認可保育園や認定こども園、私立幼稚園に在園する3歳から5歳児（住民税非課税世帯は3歳未満児も対象）に対し、国の制度に基づき幼児教育・保育の無償化制度を実施することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、保育施設に在籍していない保育を必要とする児童に対し、私立幼稚園の預かり保育料や認可外保育施設利用料などを上限額まで給付します。	子育て支援課
私立幼稚園副食費の補給給付事業	私立幼稚園在園児の保護者が実費負担している副食費について、低所得者の負担軽減を図るため、国の制度に基づき給付を行います。	子育て支援課
認可外保育施設利用助成事業	認可外保育施設等に児童の保育を委託している保護者に対し、所得に応じて助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。また、必要に応じて助成額の見直しを行います。	子育て支援課
幼稚園設備費補助事業	私立幼稚園が幼児教育に必要な設備の購入費用に充てるための補助金を交付することで、継続して設備の充実を図り、幼児教育の振興を図ります。	子育て支援課
私立幼稚園心身障がい児教育振興補助金事業	心身障がい児が就園している私立幼稚園に対し補助金を交付することにより、当該幼児の幼稚園教育を受ける機会の拡充を図ります。	子育て支援課
小学校・中学校就学援助支援事業	生活保護を受けている世帯、また、それに準じる程度に困窮している世帯のうち、公立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者へ経済的援助（学用品費等、医療費、学校給食費を扶助）を行います。本制度は申請主義ではありますが、援助が必要な児童・生徒を把握するため各小中学校や関係機関と密に連携し対応に努めます。	学校教育課
小学校・中学校就学援助支援事業（特別支援学級）	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に就学奨励費を給付し、特別支援教育の普及奨励を図ります。	学校教育課

③ 各種手当等の支給

子育て中の家庭に対する経済的支援として、各種手当の制度の充実と普及・啓発に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
児童手当等支給事業	子どもを扶養している家庭に対して、児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当等を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
障がい児福祉手当	身体または精神（知的含む）の重度の障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の重度障がい児に支給します。重度障がい故の経済的負担から適切なサービスの利用に繋がらないことが無いように、制度の周知と適正な支給決定、年度ごとの支給可否の判断を適切かつ迅速に実施します。	障がい福祉課

④ 奨学金等の普及・啓発

就学・就労支援を目的とした奨学金制度等の普及・啓発に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
技能修得資金等支給事業（府事業）	経済的理由により、技能修得が困難な世帯であり、公共職業能力開発施設、専門学校等の技能修得施設（看護師及び准看護師学校養成所を除く）で、技能を修得する子どもに対して、世帯の自立更生の支援を目的に支給される、技能修得資金と入所支度金の普及と啓発を図ります。	社会福祉課

施策の方向（１）保育サービスの充実（待機児童ゼロの対策）

本市においては、女性の就業率の向上など保護者の就労状況の変化による保育ニーズの高まりによって待機児童が発生する状況が続いていました。そのような中、第1期子ども・子育て支援事業計画期間中である平成27年度からの5年間に、民間保育園4園、小規模保育施設11園、合計15園の認可保育所の整備を進め、さらに令和2年4月には新たに民間保育園1園、小規模保育施設2園が開設します。

民間保育園の誘致に加え、公立保育所の新築移転・増改築等を契機に定員を拡充するなど量的な拡充は着実に進んでおりますが、現時点では待機児童の解消には至っていません。施設整備によるハード面ではある一定の見通しが立ちつつある一方で、小規模保育施設卒園児の受け入れや大規模マンション開発、幼児教育・保育の無償化等によりニーズの高まりが見込まれています。保育ニーズの動向に対応して施設整備の必要性を見極めるとともに、保育士を始めとする人的資源の確保を通して、施設の有効活用による受け入れの拡充を図るなど、ハード面とソフト面の両面から対策を講じて待機児童ゼロに向けて積極的に取り組みます。

また、小規模保育施設の整備方針や企業主導型保育事業について検討を行い、保護者の保育ニーズに応じた多様な教育・保育サービスを確保します。小規模保育施設は、乳児の保育ニーズへの即効性に優れ、効果的に受け入れが可能なため、平成27年度からの6年間で13園の施設整備を進めてきましたが、卒園児の受け入れ先となる連携施設の設定が困難であるなどの課題もあります。今後は、受け入れ先となる民間保育園、認定こども園、幼稚園などとのバランスに配慮しつつ、必要性を十分見極めるとともに、新たな施設を整備する際には連携施設の設定を前提とし、地域の実情を十分にふまえて支援します。

発達支援保育については、職員の資質を向上し、保育の充実を図っていきます。

放課後児童クラブについては、保護者の就労機会の増加などにより入会希望者数が増加する中でも待機児童ゼロを堅持するため、施設の拡充など受け入れ態勢の整備に努めます。また、配慮が必要な子どもへの対応など、子どもたちの放課後の居場所について、そのあり方、実施方法も含めて検討するとともに、保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

① 保育サービスの充実

就労形態の多様化や地域の保育ニーズに対応するため、弾力的できめ細やかな保育サービスを提供するとともに、在宅での子育て家庭のニーズにも対応した保育サービスの充実を図ります。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の体制整備に努めます。

さらに、障がいのある児童や医療的ケアを必要とする児童の受け入れなど保育内容の専門性と質の向上をめざした運営ができるよう保育所（園）への支援の充実を図り、地域の子どもが安心して過ごせる環境づくりを推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
一時預かり補助事業	一時的または緊急的な理由により、家庭での保育が困難な子どもの一時的な保育を実施しています。幼児教育・保育の無償化制度が開始され、多様な保育へのニーズが高まることが考えられるため、今後も継続して補助を行います。	子育て支援課
延長保育事業	通常の保育時間を超えて保育を実施するものです。保護者の就労形態の多様化により、多様な保育ニーズが高まっているため、継続して延長保育を実施します。	子育て支援課
発達支援保育実施事業（職員研修）	障がいの有無にかかわらず児童の多様なニーズに対応できるよう適切な人員配置に努めるとともに、職員の専門性向上のため必要な研修を受研できるよう努めます。また、専門機関や関連機関との連携を深め、保育所（園）の相談体制の充実を図ります。	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	子育てと仕事の両立を図るため、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録し相互に援助する活動を促進します。今後も説明会等を通して会員の募集に努めるとともに、講習会等を開催し、会員の資質向上及び会員相互の連携に努めます。	子育て支援課
簡易保育施設補助事業	待機児童が発生している状況下において、認可外保育施設が認可保育所の補完的役割を果たしていることから、保育環境の改善を図るため継続して助成金を支給します。今後、認可保育施設の増加や幼児教育・保育の無償化制度の影響などを見定めながら、助成額の見直し・廃止を検討していく必要があります。	子育て支援課
駅前保育施設運営助成事業	認可保育所の休日に開所するなど多様な保育ニーズに対応した保育サービスを推進しており、認可保育所の基準に準じた施設での保育体制の維持及び安定した運営を促すための助成を行います。また、市の保育ニーズに即し、当事業のあり方等について見直しを含めて検討していきます。	子育て支援課

② 保育所施設の計画的な整備

老朽化施設の改修や修繕など、安全で快適な保育環境を確保するとともに、今後の保育需要の増加にも十分対応できるよう、施設の計画的な維持・管理に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
保育所管理運営事業	保育環境の改善や施設の安全性の確保を図るため、引き続き修繕を計画的に進めていきます。	子育て支援課
保育所施設整備事業	保育所の老朽化等の状況をふまえ、施設の修繕を計画的に進めるとともに、待機児童対策を併せて進めていきます。	子育て支援課 福祉政策室

③ 保育所運営に対する支援

待機児童の解消をはじめ、子どもの人権意識、豊かな感性や創造性を育む弾力的できめ細やかな保育サービスの提供や保育所職員の処遇改善、保育士の確保等が図れるよう、民間保育施設等に対して支援に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
民間保育所運営助成事業	民間保育施設で勤務する保育士への支援となるような助成内容を検討します。また、多様な保育や運営に対する支援として、保育施設への助成内容を充実させ、保護者が安全・安心して保育サービスを受けられるよう継続して支援を行います。	子育て支援課
地域型保育施設運営助成事業	小規模保育施設で勤務する保育士への支援となるような助成内容を検討します。また、多様な保育や運営に対する支援として、保育施設への助成内容を充実させ、保護者が安全・安心して保育サービスを受けられるよう継続して支援を行います。	子育て支援課

④ 放課後児童対策の充実

共働き家庭等の「小1の壁」に伴う保護者の不安を解消するとともに、次代を担う人材を育成するため、放課後児童の安全・安心な居場所を確保し、多様な体験・活動を行うことができるよう、市内の全10小学校において、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、引き続き一体型の運営を推進します。

また、特別な配慮が必要な児童への対応について、子どもが安心・安全に過ごせるよう引き続き支援を行います。

なお、放課後児童クラブでは配慮が必要な児童については6年生までの受け入れを実施していますが、その他の児童への拡充については、将来の受け入れ児童数と体制を勘案する中で、その必要性などを総合的に勘案し、検討します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
放課後児童健全育成事業	市内の全10小学校において、保護者の就労等により放課後の保育に欠ける小学校1～4年生の子どもを対象に放課後児童クラブを設置しています。保育環境の改善のため、利用希望児童数の増加による施設の狭隘化や老朽化に伴う施設の増改築や修繕等を計画的に進めるとともに、保育の質・内容の向上を図ります。 また、多様化するニーズに柔軟に応え、効率的で質の高いサービスを提供できるよう、新たな業務委託を視野に取り組んでいきます。	文化・スポーツ 振興室
放課後子ども教室推進事業【再掲】	市内の全10小学校において、児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう放課後子ども教室（愛称：すくすく教室）を実施します。各小学校区の運営委員会に事業を委託し、放課後や週末等に特別教室や体育館等の小学校施設を活用するとともに、地域の住民の参画を得て、プログラムや学習支援の充実を図ります。また、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の一体的な取り組みを推し進めるため、両事業間の連携を図りながら取り組みます。	文化・スポーツ 振興室

施策の方向（２）仕事と生活の調和の実現をめざした取り組みの推進

働き方改革関連法「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの周知や育児休業制度の利用促進に向けた啓発を行います。

① 継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけ

男女が仕事と子育てを両立しつつ、就労の継続ができるよう、企業に対し子育てと仕事の両立に関する法制度の趣旨や働き方改革関連法「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について啓発するとともに、働き方の見直しや子育てに対する理解と協力が得られるように努めます。また、子育てをする女性がさまざまな分野で再チャレンジできるよう相談・情報提供などの支援を推進します。

② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する広報・啓発（育児休業制度の利用促進）

男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりや、ゆとりある家庭生活の実現を図るため企業に対して、多様な働き方について普及・啓発に努めます。

また、男女ともに仕事時間と生活時間の調和がとれた働き方ができるよう、企業や労働者に対して「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や次世代育成支援対策推進法、育児休業制度の利用促進に向けた啓発や情報提供を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	市内事業所に対し、働き方改革関連法、女性活躍や次世代育成支援対策推進法などの情報を発信するとともに、育児・介護休業制度の利用促進の啓発など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための働きかけを行います。	男女共同参画センター
女性活躍推進事業	女性の継続就労を支援するため、起業・創業や再就職に関するセミナーの開催やニーズに即した情報提供を行います。また、市内事業所に働きかけ、女性活躍の環境整備に向けた取り組みを進めます。	男女共同参画センター

施策の方向（3）男女が共同し取り組む子育ての推進

男女共同参画意識の啓発・普及を推進するとともに、子育てに男女が共同で関わる環境を整えます。

子育てへの父親参加を促進するため、男性が家事・育児をするための意識づくりや、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

① 男女共同参画に関する意識啓発、活動への支援の推進

固定的な性別役割分担意識が解消し、男女平等や、男女共同参画の意識が定着するよう、家庭教育や学校教育、生涯学習などさまざまな場面において男女平等の意識啓発を図ります。

② 男性の子育て・家庭生活への参加促進

男女共同参画意識の普及・啓発の推進とともに、男性の家事や子育てへの参加など、男性の家庭生活への関わりを促進する機会の充実に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援講座	固定的性別役割分担意識を解消し、男女がともに家事や子育てに参画できるよう、意識づくりや学習機会の提供に取り組みます。また、男女がともに参加しやすいよう、開催日時の工夫や託児サービスの充実を図ります。	男女共同参画センター
男女共同参画フロア運営事業	多世代交流ふれあいセンター内「男女共同参画フロア」において、男女共同参画の視点で活動する団体を支援します。子育て支援団体をはじめ、様々な団体が活動できるよう、情報の発信に努めます。	男女共同参画センター

施策の方向（１）支援の必要な家庭や子どもの自立を支える環境づくり

ひとり親家庭や障がいのある人たち、子どもたちなど支援が必要だと考えられる人が、より豊かで充実した生活が営めるよう、自立を支え、生活の安定を図るさまざまな支援の推進を通じ、ノーマライゼーションの環境を整えます。

児童虐待防止対策の一層の推進により、児童虐待のないまちをめざします。

子どもを貧困の連鎖から断ち切り、将来の自立した生活を確保するため、生活困窮家庭等への支援に取り組みます。

① 児童虐待防止対策の強化と支援の必要な家庭を支える取り組みの推進

児童に対する虐待防止・早期発見について地域住民に対する啓発を推進し、子ども家庭総合支援拠点等の整備を図り、地域における虐待防止のための子育て支援体制の充実を図ります。

また、保健・福祉・医療・教育・警察等関係機関による児童虐待防止ネットワークや、DV対策ネットワークの関係機関との連携を強化し、児童虐待対策を推進することで、虐待のないまちづくりをめざします。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
育児支援家庭訪問事業	新生児訪問や乳幼児健康診査、発達相談などの継続支援として、保健師などが子育て家庭を訪問し、育児相談や関係機関との連携などを行い育児不安の軽減に取り組みます。育児支援家庭訪問数は増加傾向にあり、増加件数に対応できるよう継続して支援体制を整えます。	健康医療推進室
養育支援育児・家事援助事業	養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者等に対し、家庭を訪問し、養育に必要な育児・家事援助を行います。	子育て支援課
子育て短期支援事業	保護者の病気、出産、冠婚葬祭、出張などにより家庭における児童の養育が困難となった場合、施設において、宿泊型のショートステイと、宿泊を伴わずに利用できるトワイライトステイにより短期間、児童の養育・保護を行います。利用しやすい環境づくりに向け委託先施設の増加に努めます。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応を図るため、関係機関や市民への啓発活動に努めます。 また、要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議）等において情報交換や関係機関等との連携を図り、児童虐待に関する情報の共有化と迅速な対応に努めます。	子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
ペアレントプログラム（親支援プログラム）の充実	子育てに悩みや不安を抱える保護者向けに子どもとの適切な関わり方やしつけ方、叱り方を学ぶ「前向き子育てプログラム（トリプルP）」や、初めて子育てをする母親向けに育児スキルを学び子育ての仲間づくりを行う「親子の絆づくりプログラム（ベビープログラム）」の実施を通して子育ての支援を図ります。	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点の整備	全ての子どもとその家庭、妊産婦を対象に状況把握や情報提供、相談対応などを行う子ども家庭総合支援拠点の整備に努めます。	子育て支援課
DV相談、DV・児童虐待防止啓発事業	月曜日から金曜日までの常設窓口で「DV相談」を実施するとともに、関係機関と連携し、DV等被害者への「ワンストップ支援」に取り組んでいます。また、DVと児童虐待には密接な関係があることから、DVと児童虐待の防止をめざす「パープル&オレンジリボンプロジェクト」の各種啓発事業の充実を図ります。	男女共同参画センター

② ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や府と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
母子福祉団体補助事業	ひとり親家庭の自立促進及び家族間の交流事業、子どもの居場所づくり事業等を行っている母子福祉団体への継続的な支援を実施し、ひとり親家庭に対する一層の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
母子家庭奨学金等支給事業（府事業）	京都府が実施している奨学金制度の利用促進を図るため、市の広報紙やホームページへの掲載及び窓口での案内等により制度を周知します。	子育て支援課
母子家庭及び父子家庭自立支援給付事業	ひとり親の就業を支援し、経済的な自立を促進するため、職業能力開発のための講座の受講者や資格取得のため養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し資格取得が見込まれる方に対し、助成金や給付金を支給します。	子育て支援課
母子父子自立支援相談事業	母子家庭の母及び父子家庭の父の就労支援、子どもとの関係、離婚問題等に関する相談支援を実施します。	子育て支援課

③ 子どもの貧困対策の推進

現在、子どもの貧困が社会的な問題となっています。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、庁内外の関係部署、関係機関等と連携を図り、保護者に対する就労支援や経済的支援等、子どもの学習、生活支援と併せて総合的に推進していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子どもの貧困対策の推進	子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、また、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けて、各種相談事業や訪問事業により状況の把握に努め、学習支援事業や就学援助事業、ひとり親世帯への手当や職業訓練への給付金制度などの総合的な対策の推進に取り組みます。	社会福祉課 学校教育課 子育て支援課

④ 障がい児等の療育体制の充実

障がいのある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、「長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」や「長岡京市障がい福祉計画・長岡京市障がい児福祉計画」などと連携しながら、障がいのある児童に対応する切れ目のない一貫した支援の推進を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
障がい児等相談支援	児童発達支援センター（仮称）の設置に向けた検討を通して、保健、福祉、教育等の関係機関による発達支援のための切れ目のない連携システムを整備します。「ながおかきょう“リンクブック”」について学校等各機関に周知を図るとともに、使用経験からの課題点などを保護者や各機関と共有し、より活用しやすい環境づくりに取り組みます。また、相談支援体制の充実に向け、相談支援事業所や相談支援専門員の増加に繋がる研修会の周知など関係機関に働きかけるとともに、圏内自立支援協議会や関係市町においても相談支援体制のあり方について協議を行います。	障がい福祉課
障がい児通所支援事業（児童福祉法）	障がいのある児童や発達に課題のある児童が、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用し安定した生活が送れるよう、相談支援事業を通じ適切なサービス利用を促進します。	障がい福祉課

事業名	事業概要	主担当課
障がい福祉サービス (障害者総合支援法)	障がいのある児童等が、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）などを利用し安定した生活を送れるよう、サービスの充実に努めるため、地域生活支援拠点の面的整備を目指し、乙訓圏域障がい者自立支援協議会において課題や不足する資源の整理を継続します。また、ケースワークを通じ適切なサービスの利用を促進することで安定した地域生活が継続できるように支援を行います。	障がい福祉課
地域生活支援事業	障がいのある児童等が、地域生活支援事業の移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービスなどを利用し安定した生活を送れるよう、サービスの充実に努めます。	障がい福祉課
日常生活用具・福祉機器等の給付事業	在宅の障がい者（児）等に対し、日常生活用具の給付・貸与や、福祉機器等購入経費助成を行い、日常生活の便宜を図ります。児童の成長や障がいの状態、生活様態によって必要となる用具・器具が変わってくるため、状況を確認しながら適切な用具・器具が利用できるよう相談やアドバイス、支給決定を適切に実施します。	障がい福祉課
障がい児等に対する負担軽減	福祉サービス等の利用負担上限、児童福祉サービスの多子軽減、心身障がい者扶養共済補助制度など、障がい者（児）等の経済的負担を軽減する制度について周知を図ります。	障がい福祉課
障がい児等福祉に関する情報提供	障がいのある児童等が必要とする情報を得られるよう、障がい者福祉のしおりやホームページを活用した情報提供と掲載内容の充実に努めます。誰もが簡単に行政情報等にアクセスできるよう、様々な障がいの特性をふまえた対応の充実に努めます。	障がい福祉課
発達支援保育実施事業	障がいのある児童や発達支援を必要とする児童の円滑な受入れに努めるとともに、適切な保育の実施ができるよう体制整備を図ります。また、庁内、専門機関、関係機関の連携を深め、保育所（園）の相談体制の充実に努めます。	子育て支援課

⑤ 外国人家庭の子どもへの支援の充実

さまざまな文化的、社会的背景を持つ外国人の子どもや家庭に対しては、きめ細やかな対応が必要であり、必要なサービスが利用できるよう、情報提供や相談支援の充実に努めます。

施策の方向（２）子育てに関する相談・援助体制の充実

子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。

各種の相談事業についても、一人ひとりの状況を受け止め、家庭や地域の中で孤立しないように、必要な支援を行うとともに、地域でのさまざまな人や場へつながっていけるような支援を行います。

① 子育てに関する専門機関における相談機能の充実と連携の強化

長岡京子育てコンシェルジュや、家庭児童相談室、地域子育て支援センター、教育支援センターなど、子育てや教育等の専門相談員による相談体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化し、相談・指導体制の充実を図ります。また、子ども家庭総合支援拠点を整備し、すべての子どもとその家庭が妊娠期から切れ目なく相談できる体制の構築を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子育てコンシェルジュ事業【再掲】	妊娠期から子育て期に至るまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対し、保健師等の専門職員が総合的な相談支援を行い、切れ目のない支援体制を整備します。妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定し、きめ細やかな支援を実施します。	健康医療推進室
家庭児童相談室	子育てに関する悩みごとや心配ごとを気軽に相談できるよう、家庭児童相談室を設置し、専門の相談員が相談業務に対応しています。また、家庭に必要な支援を見極め、適切な子育て相談や子育て情報を提供し関係する機関につなぎます。	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点の整備【再掲】	全ての子どもとその家庭、妊産婦を対象に状況把握や情報提供、相談対応などを行う子ども家庭総合支援拠点の整備に努めます。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	市内4か所の支援センター（開田保育所内エンゼル、保健センター内たんぼぼ、海印寺保育園内さんさんの会、さくらんぼ）において、親子のふれあい、交流、育児相談や親支援プログラム（ベビープログラム）などを通して、身近な場所で子育てを支援し、育児不安の解消や地域での孤立化の防止に努めます。よりきめ細かい支援を行うため、既存の4か所のセンターに加え、新たなセンターの開設に努めます。	子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
教育支援センター事業 【再掲】	専門相談員による「教育相談」及び「就学相談」を実施するとともに、不登校児童・生徒に対し、教育の保障と社会への自立を目指すために「適応指導教室」を開設するとともに、個別の状況に応じて保護者同意を前提とした学校・関係機関との連携を行います。また、いじめ、不登校の課題及び特別な教育支援を要する児童・生徒への対応については、関係機関との連携はもとより、より専門的なスタッフの確保と効果的な運営を行います。	教育支援センター

② 地域等における子育て相談支援機能の充実(地域子育て支援拠点事業の充実)

長岡京市子育て支援連絡会において地域子育て支援センター、主任児童委員や家庭児童相談室など市の子育て支援事業担当課の機関との連携を深め、それぞれの機関がつながり「今」その時に必要な支援を見極め、その家庭に適切な子育て相談や子育て情報のできる場などを提供し、よりきめ細やかな支援ができるように活動の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援連絡会	家庭児童相談室・地域子育て支援センター（エンゼル・たんぼぼ・さんさんの会・さくらんぼ）・中央公民館・健康医療推進室・主任児童委員等を構成員として、子育て支援に関する情報の交換や共有を行います。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業【再掲】	市内4か所の支援センター（開田保育所内エンゼル、保健センター内たんぼぼ、海印寺保育園内さんさんの会、さくらんぼ）において、親子のふれあい、交流、育児相談や親支援プログラム（ベビープログラム）などを通して、身近な場所で子育てを支援し、育児不安の解消や地域での孤立化の防止に努めます。よりきめ細かい支援を行うため、既存の4か所のセンターに加え、新たなセンターを増設します。	子育て支援課
民間地域子育て支援センター助成事業	育児不安の解消や地域での孤立化の防止を図るため、親子のふれあいや交流、育児相談や親支援プログラム等の提供の場である地域子育て支援拠点を運営する民間団体等に補助します。	子育て支援課

③ 子育て支援のためのネットワーク化の推進

地域ぐるみの子育て支援活動を活発化し地域の子育て機能の強化を図るため、NPO法人やボランティアなど自主的な子育てグループによる活動を支援するとともに、協働して子育て家庭を応援します。

また、民生児童委員（主任児童委員）や社会福祉協議会、子育てサークルなど子育て家庭に身近なところで子育て支援活動を行う、さまざまな団体の情報の共有化や連携の促進などを図り、子育て支援のネットワーク化を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
市民活動応援補助金	子育て支援や介護予防、防災など様々な地域課題の解決に向けた取り組みを実施する市民活動団体に対して補助金を交付し、活動を支援します。	自治振興室
民間社会福祉活動振興助成	地域福祉振興基金を活用した助成を、対象事業に行うことにより、地域で子育て支援活動を行っているNPO法人及び市民活動団体、ボランティアグループ等の活動を支援し、地域福祉活動の振興や民間社会福祉活動の活性化を図ります。継続した支援を行うことができるよう財源を確保する方法を検討します。	社会福祉課
地域福祉活動団体支援事業（民生児童委員協議会）	地域福祉活動において大きな役割を担う民生児童委員協議会の活動を支援し、地域の関係団体・機関と連携した相談支援の充実など、地域福祉活動の推進を図ります。民生児童委員と様々な関係機関との情報共有及び連携を進めることで子育て支援を一層強化します。また、子育て家庭に早期の段階から関わられるよう、保健師等とも協力し、活動に取り組みます。	社会福祉課
地域福祉活動団体支援事業（社会福祉協議会）	地域福祉活動の担い手である社会福祉協議会の活動を引き続き支援し、地域での支え合い助け合い等地域住民同士のつながりを醸成し、共助・互助が機能する地域づくりを行うとともに、子育てボランティアの育成、障がい者児相談、児童福祉を含む生活福祉に視点を置いた支援などの推進を図ります。	社会福祉課
文庫連絡会補助事業	地域文庫と市立図書館の連携を深め、子どもの読書活動を提供する自主的な活動の充実を図るため、市立図書館資料の団体貸出をはじめ、発表や情報交換の場の提供など、その活動を支援します。	図書館
子育てボランティア	子育てボランティア養成講座の開催を通じ、子育てに関することを学習できる場を充実します。また、ボランティア同士での学習効果が更に上がるよう支援を行います。	中央公民館
子育て支援活動事業（幼児家庭教育学級ぴよぴよクラブの企画運営）	子育てを孤立化させない環境が求められる中、ぴよぴよクラブはボランティアスタッフが「親子で出かけて集まる機会づくり」と「子育てを楽しく学ぶ機会づくり」として運営しています。ボランティアスタッフが運営するからこそ気楽に立ち寄れるクラブとなるようスタッフの資質の向上に努めます。	中央公民館

施策の方向（３）子育てに関する情報提供の充実

親相互の交流や学習の機会等、さまざまな媒体の活用を通じて子育てに関する情報や知識の普及を図ることで、子育てに関する情報が得られやすい環境を整えます。

また、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、さまざまな媒体を活用し、常に新しい情報を発信していきます。

① 多様な媒体、関係機関と連携した情報提供の促進

保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援サービスなどに関する情報を集約し、市民にわかりやすく情報提供するとともに、いつでもどこにいても必要な情報が入手できるよう、さまざまな媒体を活用した情報提供方法の充実に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援情報発信事業	子育てに関する情報を市ホームページや子育て支援ナビながすく！に掲載するとともに、子育てガイド等の配布を通じて、子育て中の親子に必要な情報のタイムリーな発信に努めます。	子育て支援課

施策の方向（４）子育てに関する学習機会の充実

家庭において、子どもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会や、親子のきずなを深める体験・交流活動機会の充実に努め、不安や負担を感じることなく自信をもって子育てに取り組める環境を整えます。

① 家庭教育の情報提供と機会の充実

家庭における教育力の向上や子育て機能の強化を図るため、関係機関と連携し、家庭教育の充実に努めます。

また、子育て中の親やこれから子どもをもつ人に対し、家庭教育に関する情報や学習機会の提供を充実するとともに、家庭教育の重要性に関する啓発を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
市民講座開設事業	子ども及び子育て世代が学べる場を提供します。講座の運営は経験を有する市民が直接行うことにより相互に学び合えるよう図ります。 また、講座を開設するときには、保護者が容易に参加し、安心して学習できるよう託児付とします。	中央公民館
ペアレントプログラム（親支援プログラム）の充実【再掲】	子育てに悩みや不安を抱える保護者向けに子どもとの適切な関わり方やしつけ方、叱り方を学ぶ「前向き子育てプログラム（トリプルP）」や、初めて子育てをする母親向けに育児スキルを学び子育ての仲間づくりを行う「親子の絆づくりプログラム（ベビープログラム）」の実施を通して子育ての支援を図ります。	子育て支援課

② 親子のふれあい体験機会の充実

子どもへの接し方、親育ちの大切さなどについて理解を深めるための講演会や学習会などを実施するとともに、そこで学んだことを実践できる環境づくりに努めます。

乳幼児期の家庭教育に関する学習機会の提供と、育児に関する情報提供や相談、交流などができる子育てに関する教室・講座の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援活動事業（子育てふれあいルームの開放）	「子育てふれあいルーム」として児童室を開放することにより、子育て中の親子が孤立しない一助となることを目指します。予約不要で気軽に立ち寄れる場所であることをアピールしていきます。	中央公民館

③ 親意識の醸成

子育て世代に対しては、子どもの発達過程に応じた適切な子育てができるように親意識の醸成を図ります。一方、次代の親となる若い世代に対しては、子どもを生み、育てることの意義と喜びを理解し、親となることの大切さを実感・学習できる機会の充実を図ります。

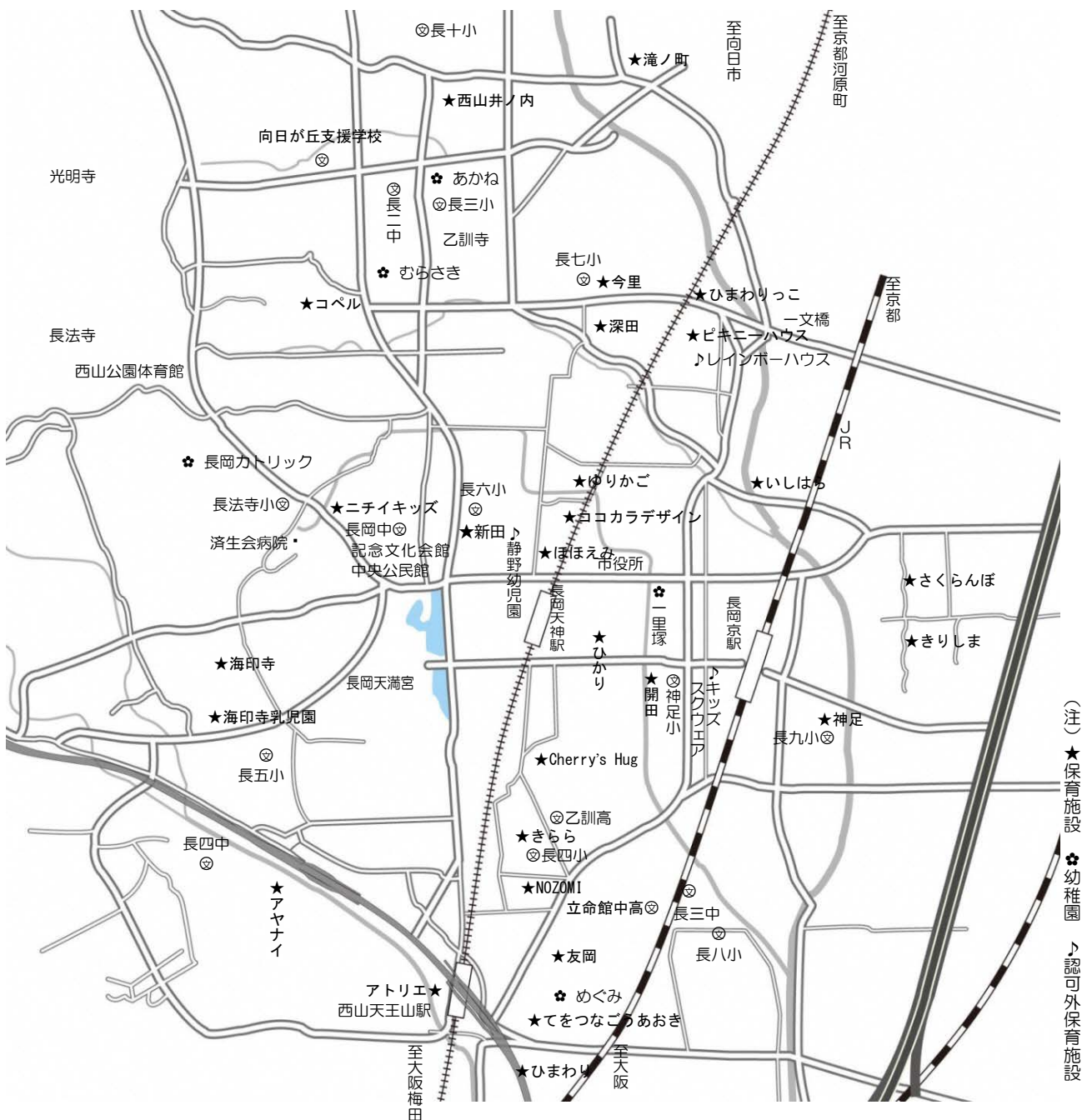
第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。

本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。



2

人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、緩やかに減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	672	663	656	649	639
1歳	700	696	687	679	672
2歳	696	719	715	704	696
3歳	724	701	725	721	709
4歳	783	745	722	746	742
5歳	780	789	751	728	752
6歳	782	787	796	758	734
7歳	732	784	789	798	760
8歳	786	735	788	793	802
9歳	769	791	740	793	798
10歳	785	769	792	740	794
11歳	793	791	775	798	746
合計	9,002	8,970	8,936	8,907	8,844

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量を以下のとおり見込み、確保策を定めました。

(各年度4月1日の人数)

【 令和2年度 】

(単位：人)		令和2年度				
		教育のみ (1号認定) 3～5歳	保育が必要 (2号認定) 3～5歳		保育が必要 (3号認定)	
			教育を 希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		2,287			1,396	672
量の見込み(A)		862	250	1,175	740	140
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	24		1,245	539	101
新制度未移行 幼稚園	上記以外の 幼稚園	838	250			
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等				183	50
企業主導型保育事業					6	3
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設			12	26	9
確保量合計(B)		862	250	1,257	754	163
過不足(C) = (B) - (A)		0	0	82	14	23

【 令和3年度 】

(単位：人)		令和3年度				
		教育のみ (1号認定) 3～5歳	保育が必要 (2号認定) 3～5歳		保育が必要 (3号認定)	
			教育を 希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,235			1,415	663
量の見込み（A）		816	250	1,169	740	140
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	24		1,245	539	101
新制度未移行 幼稚園	上記以外の 幼稚園	792	250			
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等				183	50
企業主導型保育事業					6	3
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設			12	26	9
確保量合計（B）		816	250	1,257	754	163
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	88	14	23
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（D）		0	0	88	14	23
当該年度当初の確保量						
確保量合計（B）＋（D）		816	250	1,257	754	163

【 令和4年度 】

(単位：人)		令和4年度				
		教育のみ (1号認定) 3～5歳	保育が必要 (2号認定) 3～5歳		保育が必要 (3号認定)	
			教育を 希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,198			1,402	656
量の見込み（A）		776	250	1,172	745	140
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	24		1,245	539	101
新制度未移行 幼稚園	上記以外の 幼稚園	752	250			
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等				183	50
企業主導型保育事業					6	3
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設			12	26	9
確保量合計（B）		776	250	1,257	754	163
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	85	9	23
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		0	0	60	40	0
確保後の過不足（C）＋（D）		0	0	145	49	23
当該年度当初の確保量						
確保量合計（B）＋（D）		776	250	1,317	794	163

【 令和5年度 】

(単位：人)		令和5年度				
		教育のみ (1号認定) 3～5歳	保育が必要 (2号認定) 3～5歳		保育が必要 (3号認定)	
			教育を 希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,195			1,383	649
量の見込み（A）		760	250	1,185	750	140
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	24		1,305	579	101
新制度未移行 幼稚園	上記以外の 幼稚園	736	250			
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等				183	50
企業主導型保育事業					6	3
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設			12	26	9
確保量合計（B）		760	250	1,317	794	163
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	132	44	23
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（D）		0	0	132	44	23
当該年度当初の確保量						
確保量合計（B）＋（D）		760	250	1,317	794	163

【 令和6年度 】

(単位：人)		令和6年度				
		教育のみ (1号認定) 3～5歳	保育が必要 (2号認定) 3～5歳		保育が必要 (3号認定)	
			教育を 希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,203			1,368	639
量の見込み（A）		742	250	1,211	755	140
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	24		1,305	579	101
新制度未移行 幼稚園	上記以外の 幼稚園	718	250			
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等				183	50
企業主導型保育事業					6	3
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設			12	26	9
確保量合計（B）		742	250	1,317	794	163
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	106	39	23
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（D）		0	0	106	39	23
当該年度当初の確保量						
確保量合計（B）＋（D）		742	250	1,317	794	163

【 今後の方向性 】

(1) 1号認定子ども

1号認定子どもについては、現在、市内の3つの認定こども園において施設利用があります。また、幼児教育・保育の無償化制度による新1号認定子どもについては、私立幼稚園に通う、保育の必要性のない児童の施設利用があります。幼稚園の利用実態として、市内園への市外からの通園児や、市外園への市内からの通園児がありますが、入園希望者は全員入所が可能な定員があることから、量の確保はできると見込んでいます。

(2) 2号認定子ども

保育施設に通う2号認定子どもについては、保護者の就労状況の変化や、小規模保育施設卒園児の受け入れ拡充、大規模マンション開発を始めとする住宅開発などによる保育ニーズの増加に対応できるよう、令和2年度に開設した定員110人規模の民間保育園に加え、100人規模の民間保育園1園の整備を進めます。施設整備によるハード面と、保育士の処遇改善などによる人的資源の確保によるソフト面の両面から対策を講じて量の確保を図ります。

また、私立幼稚園に通う新2号認定子どもについては、従来より幼稚園の預かり保育を利用しており、量の確保は可能であると見込んでいます。

(3) 3号認定子ども

保育施設に通う3号認定子どもについては、保護者の育児休業期間が終了する1歳児を中心に保育ニーズが高い状況が続いていることや、大規模マンション開発を始めとする住宅開発などによる保育ニーズの増加に対応できるよう、令和2年度に開設した定員110人規模の民間保育園に加え、100人規模の民間保育園1園の整備を進めるとともに、公立保育所についても人的資源の確保による受け入れの拡充に努めます。施設整備によるハード面と、保育士の処遇改善などによる人的資源の確保によるソフト面の両面から対策を講じて量の確保を図ります。小規模保育施設の整備については必要性を十分見極めるとともに、新たな施設を整備する際には連携施設の設定を前提とし、地域の実情を十分にふまえて支援します。

私立幼稚園や認可外保育施設などに通う新3号認定こどもについては、入園希望者は全員入所が可能な定員があることから、量の確保はできると見込んでいます。

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 現状 】

市役所健康医療推進室に「長岡京子育てコンシェルジュ」を設置し、妊娠届出時からきめ細やかな相談業務を実施し、妊娠・出産・子育てにかかわる切れ目のない支援を行っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置個所	0	0	1	1	1

【 量の見込みと確保策 】

(単位：箇所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策 (B)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

「長岡京子育てコンシェルジュ」は、子育て世代包括支援センター機能も有しています。地域の関係機関と連携しながら、専門的な知見をもったワンストップ窓口として、今後も妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

(2) 時間外保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ人数	516	693	523	512	549

【 量の見込みと確保策 】

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	603	597	589	585	583
確保策 (B)	603	597	589	585	583
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

保護者の就労形態の多様化などにより、今後も一定のニーズが見込まれることから、必要に応じて提供ができる態勢を今後も維持し、量の確保を行っていきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【 概要 】

保護者の就労等により放課後適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】 各年4月1日

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数	751	859	900	902	945
定員	600	600	600	600	800

【 量の見込みと確保策 】 各年4月1日

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1,068	1,087	1,097	1,048	1,015
確保策 (B)	1,068	1,087	1,097	1,048	1,015
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

放課後児童クラブについては、保護者の就労機会の増加などにより入会希望者数が増加する中でも待機児童ゼロを堅持するため、「長岡京市公共施設等再編整備構想2017」に基づき、施設の拡充など受け入れ態勢の整備を計画的に進め、量の確保を図ります。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	18	10	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】

(単位：泊数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	20	20	20	20	20
確保策 (B)	20	20	20	20	20
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

乙訓圏内に利用できる施設がないため、市外5施設と委託契約を交わし、事業を実施しています。今後も、利用ニーズに応じた適切な事業実施が図れるよう、委託施設を増やすことも視野に入れて検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

市保健師などが、生後120日までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ訪問件数	723	761	701	712	679

【 量の見込みと確保策 】

(単位：件)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	672	663	656	649	639
確保策(B)	672	663	656	649	639
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

子育て家庭が安心して育児を行えるよう、早期の訪問による育児状況の把握が大切です。子育ての様々な不安や悩みを聞き、必要に応じて継続的な支援を行うなど着実に実施します。

(6) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間派遣世帯数	255	192	348	269	204

【 量の見込みと確保策 】

(単位：世帯数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	261	262	259	256	253
確保策 (B)	261	262	259	256	253
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も、支援を必要とする家庭をサポートするため、的確なコーディネート及び訪問支援を実施するとともに、支援者のスキルアップを図る研修を実施します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	24,437	25,278	25,239	23,736	21,576

【 量の見込みと確保策 】

(単位：人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	26,974	27,104	26,843	26,504	26,178
確保策(B)	26,974	29,800	29,800	29,800	29,800
差引(B) - (A)	0	2,696	2,957	3,296	3,622

【 今後の方向性 】

地域での子育ての孤立化を防止するため、より身近な地域できめ細かく支援が行えるよう、既存の4か所の地域子育て支援センターに加え、新たなセンターを1か所増設します。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定こども園における在園児を対象とした一時預かり	0	0	2,251	1,922	1,430
幼稚園新2号認定による利用	0	0	0	0	0
保育園における一時預かり（民間5園）	3,162	2,551	2,991	2,341	2,252

【 量の見込みと確保策 】

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)					
認定こども園における在園児を対象とした一時預かり	4,000	3,227	2,676	2,632	2,751
幼稚園新2号認定による利用	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
保育園における一時預かり (民間5園)	4,336	4,295	4,239	4,209	4,192
確保策 (B)					
認定こども園における在園児を対象とした一時預かり	4,000	3,227	2,676	2,632	2,751
幼稚園新2号認定による利用	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
保育園における一時預かり (民間5園)	4,336	4,295	4,239	4,209	4,192
差引 (B) - (A)					
認定こども園における在園児を対象とした一時預かり	0	0	0	0	0
幼稚園新2号認定による利用	0	0	0	0	0
保育園における一時預かり (民間5園)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

保護者の多様な就労形態や、リフレッシュなど多様なニーズに対応するため、認定こども園や保育施設における一時的な保育を継続して実施します。また、私立幼稚園における新2号認定こどもの預かり保育についても、継続して実施することにより、量の確保を図ります。

民間保育園5園で実施している一時預かりについても、維持・継続することにより量の確保を図ります。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病児及び病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	453	519	575	787	958

【 量の見込みと確保策 】

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1,300	1,287	1,270	1,261	1,256
確保策 (B)	1,300	1,287	1,270	1,261	1,256
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

市内医療機関に併設した2か所で実施しており、今後も、保護者ニーズに対応するため、提供体制を維持・継続することにより量の確保を図ります。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】 小学生児童に対する活動件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
活動件数	1,034	1,052	1,334	1,674	1,204

【 量の見込みと確保策 】

（単位：件）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
確保策（B）	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も、地域における相互支援の輪を広げていくために、提供会員・両方会員の募集や事業の周知・広報を行い、量の確保を図ります。また、会員のスキルアップに向けた講習会を実施し、安心・安全な活動実施に取り組みます。

(11) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診対象者数	682	675	659	655	636
基本検診回数(延べ)	8,096	8,755	8,007	7,969	7,870

【 量の見込みと確保策 】

(単位：回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	8,270	8,159	8,703	7,987	7,864
確保策(B)	8,270	8,159	8,703	7,987	7,864
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

妊娠中の健康問題や様々な不安に対する支援の充実が安心・安全な出産や子育てにつながります。出産年齢の高齢化や経済的理由などにより健康管理が重要となる妊婦も増加傾向にあることから、引き続き安心な妊娠・出産を支援していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 —————●

新制度に移行していない幼稚園においては、無償化対象（保育料や入園料の一部）以外に実費徴収（給食費、教材費、通園バス利用料等）を行う場合があります。

本事業は、実費負担のうち副食費について、低所得者の負担軽減をはかるため、国が設定する対象範囲と上限額を基に助成するものです。本市においては、令和元年10月より実施しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 —●

新規参入施設等の事業者への支援を行う事業については、教育・保育の確保方策による需給の状態等を十分に把握し、検討を行います。

認定こども園の教育利用の子どもについて、特別な支援が必要な子どもを受け入れる際には、国の制度に基づき助成をしています。

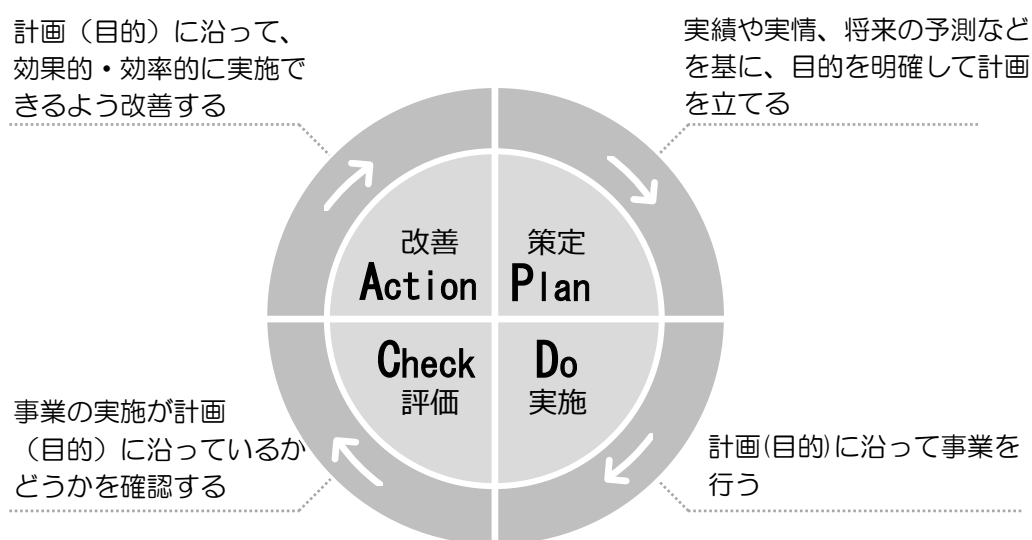
第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理・評価方法

計画の適切な進行管理を進めるために、PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、庁内関係各課を中心に主な取り組みの進行状況や施策に対する効果について評価するとともに、「長岡京市児童対策審議会（子ども・子育て会議）」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとしてします。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに量の見込みと確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとしてします。

【PDCAサイクル】



※「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

2 計画の推進

(1) 庁内における各部署の連携強化

本計画は、保育、保健、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっているため、各部署間の連携を深め、計画の効果的かつ効率的な推進を図ります。

そのため、本計画に記載されている目標を共有し、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や市民との協力

計画を推進していくためには、子どもを中心に、行政だけでなく、園、学校、地域団体、事業者、市民がそれぞれの立場で、役割を果たしていくことが大切です。

そのため、本計画に記載されている目標や各種子育て支援の情報を、市民に対して積極的に情報提供するとともに、市行政と各種団体、地域住民との連携、各種団体、民間住民同士の連携を支援します。

また、地元の事業所に対して、仕事と生活の調和の実現に向けて啓発に努めます。

(3) 国・府との連携

計画に掲げる取り組みについては、市で単独で実施できるもののほかに、国や府と連携し推進する事業もあるため、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

また、子育て支援のニーズを把握し、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、保育士の確保等必要な支援を国・府に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していくとともに、国の子ども・子育て会議や京都府の子ども・子育て支援事業支援計画を含め、本市の子ども・子育て支援事業計画が着実に実施されるよう努めていきます。

參考資料

(設置)

第1条 児童に関する総合的施策の樹立を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、長岡京市児童対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 審議会は市長の諮問に応じ、長岡京市の児童全般に関する必要な調査及び審議を行うとともに、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び関係団体の構成員
- (3) 市民公募による者
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に特別の事情を調査、審議させるため必要があるときは、前条の規定にかかわらず臨時に委員(以下「臨時委員」という。)若干名を置くことができる。

2 臨時委員は市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は当該特別の事項に関する調査、審議が終了したときは解嘱又は解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長をおき、会長は委員の互選により定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会の事務に参画させるため幹事若干名を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は会長の命を受け、会議の運営を補助するため審議会に関する資料の収集及び調査を行う。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

2 長岡京市乳・幼児対策審議会条例(昭和49年条例第43号)は、廃止する。

附 則(平成25年6月28日条例第15号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規則は、長岡京市児童対策審議会条例（昭和54年長岡京市条例第21号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の通知)

第2条 会長はやむを得ない場合のほか、会議の3日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員並びに議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

(会議録の作成)

第3条 会議録は、会議ごとに次に掲げる事項について作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び出席者の氏名
- (2) 議題及び審議の経過概要
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(答申書)

第4条 会長は、議決事項について速やかに文書をもつて市長に答申するものとする。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく処理事項、調査審議事項等に関するものについては、この限りでない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和54年7月1日から施行する。
- 2 長岡京市乳・幼児対策審議会条例施行規則（昭和49年規則第34号）は、廃止する。

附 則（平成25年6月28日規則第19号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

3

長岡京市児童対策審議会委員名簿

平成 30 年度

氏 名	所属団体等	備 考
足達 三重子	長岡京市民間保育園長会	
安藤 和彦	学識経験者	会長
飯尾 良子	乙訓私立幼稚園PTA連合会	
板垣 美紀	長岡京市社会福祉協議会	
井上 裕之	京都府乙訓保健所	
乾谷 真史	長岡京市学童保育保護者会連合会	
大久保 清子	乙訓私立幼稚園協会	
加藤 博文	(一社)乙訓医師会	
金子 絵理	市民公募委員	
小山 香緒里	長岡京市女性の会	
佐々木 進	京都府家庭支援総合センター	
定永 政司	連合京都乙訓地域協議会	
穴戸 佳苗	長岡京市公立保育所保護者会連合会	
鷹野 恵子	長岡京市民生児童委員協議会	
武内 正浩	長岡京市PTA連絡協議会	
鳥山 晶広	長岡京市小中学校長会	
森 英生	市民公募委員	

(五十音順 敬称略)

令和元年度

氏名	所属団体等	備考
安藤 和彦	学識経験者	会長
板垣 美紀	長岡京市社会福祉協議会	
乾谷 真史	長岡京市学童保育保護者会連合会	
井上 裕之	京都府乙訓保健所	
上原 直子	長岡京市民間保育園長会	
大久保 清子	乙訓私立幼稚園協会	
加藤 博文	(一社)乙訓医師会	
金子 絵理	市民公募委員	
神田 洋子	市民公募委員	
兒玉 周司	京都府家庭支援総合センター	
小山 雅美	長岡京市女性の会	
鷹野 恵子	長岡京市民生児童委員協議会	～令和元年12月23日
吉岡 なを子		令和元年12月24日～
竹中 紗代子	乙訓私立幼稚園PTA連合会	
鳥山 晶広	長岡京市小中学校長会	
藤原 嗣久	長岡京市PTA連絡協議会	
三浦 燈理	長岡京市公立保育所保護者会連合会	
矢野 正	市民公募委員	
山本 明広	連合京都乙訓地域協議会	

(五十音順 敬称略)

開催日時	検討内容
平成30年10月4日	平成30年度第1回児童対策審議会会議 ・長岡京市子ども・子育て支援事業計画平成29年度事業概要報告について ・長岡京市第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
平成30年11月27日 ～12月21日	ニーズ調査配布・回収
平成31年2月6日	第2回児童対策審議会会議 ・長岡京市第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果(速報)報告及び2019年度審議予定について
令和元年7月25日	令和元年度第1回児童対策審議会会議 ・長岡京市子ども・子育て支援事業計画平成30年度事業概要報告 ・長岡京市第2期子ども・子育て支援事業計画策定について
令和元年9月30日	令和元年度第2回児童対策審議会会議 ・第2期長岡京市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
令和元年12月24日	令和元年度第3回児童対策審議会 ・第2期長岡京市子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和2年1月9日 ～2月7日	意見公募手続き(パブリックコメント)の実施
令和2年2月17日	令和元年度第4回児童対策審議会 ・第2期長岡京市子ども・子育て支援事業計画(最終案)について ・意見公募手続き(パブリックコメント)の結果について

【あ行】**育児休業制度**

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

【か行】**確保方策**

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育てコンシェルジュ

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする。

子ども家庭総合支援拠点

すべての子ども（と家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点のこと。

平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村において、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

新1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの（子育てのための施設等利用給付対象。支給に係る施設は新制度未移行幼稚園、特別支援学校等）。

新2号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子育てのための施設等利用給付対象。支給に係る施設・事業は認定子ども園、新制度未移行幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）。

新3号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（子育てのための施設等利用給付対象。支給に係る施設・事業は認定子ども園、新制度未移行幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

【な行】

認可保育園

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設（児童福祉法第39条第1項）。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時30分から18時30分）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

放課後等デイサービス

児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障がいのある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

【ま行】

未移行幼稚園

「子ども・子育て支援新制度」に移行していない幼稚園であり、現行のまま私学助成を受ける幼稚園。

【や行】

ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法第22条によれば「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

幼稚園の預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【数字／英字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。（子どものための教育・保育給付対象。内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（子どものための教育・保育給付対象。内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（子どものための教育・保育給付対象。内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

第2期長岡京市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 京都府長岡京市 健康福祉部 子育て支援課

〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号
TEL 075-955-9558 FAX 075-952-0001
